

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	高橋伸行君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	水野忠宗君	生涯学習課長	木全豊君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	陸田友彦
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、13番 栗田利朗君、1番 太田佳祐君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（後藤省治君） 日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

垂井町議会本会議における発言場所及び一般質問に関する申し合わせ事項に基づき、一般質問の方式は、最初の質問及び答弁は一括質問、一括答弁方式により、再質問からは一問一答方式により行います。

また、質問回数は特段の制限を設けず、各議員及び執行部の発言については40分以内とします。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） 9番 角田寛でございます。

おはようございます。

台風18号の動きが大変心配されておりましたが、大きな影響もなく、安堵しているところでございます。

先月、千葉県におきましては、台風15号で大変大きな被害がございまして、被災された皆様方におかれましてはお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を望むところでございます。

それでは、議長の許可がございましたので、通告に従いまして、旧庁舎等跡地の活用につきまして、各小学校下の幼稚園の有効活用につきまして、大きくこの2点につきまして質問させていただきます。

近年、人口減少によりまして税収入の減少が見込まれる中、これまで建設してきました公共施設の老朽化対策、更新費用を含めた維持管理費の増大が大きな問題となってきております。こうしたことから、本町におきましても、所有する公共施設の現状と将来のあり方を見通した管理計画の作成が急務となってきております。平成28年6月には本町の中核である庁舎移転が決定されまして、さらには、ほかの公共施設の将来のあり方として垂井町公共施設等総合管理計画が策定されたところでございます。

庁舎につきましては御承知のとおり、本年8月30日に本町の顔となる新庁舎の落成式が行わ

れまして、翌日には内覧会が開催され、多くの町民の皆様が御来庁していただきました。そして、9月17日には新庁舎での業務が開始されたところでございます。

その一方で、旧庁舎や中央公民館は今後どうなるのかと、町民の皆様からよく聞かれるところでございます。

こうした中で、昨年、旧庁舎敷地等活用基本構想がまとめられております。その活用方針といたしまして、旧庁舎は垂井の中心部に位置し、垂井曳やままつりの練り込みの出発点として利用され、中山道祭りなどイベント開催にも活用されていることから、にぎわいの場としての機能が求められております。また、旧庁舎周辺には中央公民館、福社会館、垂井地区まちづくりセンターなど公共施設が立地しており、こうした施設の機能連携を図りながら、日常的に人が集まる場としての機能も期待されているところでございます。

他方、昨年度には垂井町公共施設アクションプランが策定され、旧庁舎や福社会館につきまして、今後10年をめどに用途廃止、また中央公民館や垂井地区まちづくりセンターは用途施設間での統合というようなことで記載されているところでございます。

そこで1点目、お尋ねいたします。

旧庁舎敷地等活用基本構想をもとに、旧庁舎跡地等の活用のあり方検討委員会ではどのような活用を取りまとめていかれるのか、今後のタイムスケジュール並びに旧庁舎の周辺の施設整備のあり方について伺います。

2点目でございますが、各小学校下の幼稚園の有効活用についてでございます。

国では、子ども・子育て新システムの基本制度に基づきまして、幼稚園、保育所の垣根を取り払い、幼保一体化の新たな指針に基づいて幼児教育・保育の充実が図られてきておるところであります。本町では、2012年に垂井東こども園が、2018年には垂井こども園が幼保一体化の新たな施設として新設されてきたところです。また、2016年には表佐保育園、2017年には岩手保育園、本年には府中保育園が耐震補強され、全ての保育園で安心して幼児教育・保育が進められている施設整備が行われてきております。また、栗原地区におきましても、私立のハチスチルドレンセンターのこども園としての機能強化が進められており、これにより、各小学校下での3歳児から5歳児の幼児教育・保育が一体化し、機能の充実が図られるものと期待しているところでございます。

このため、小学校に隣接する幼稚園は空き施設となってまいります。特に合原幼稚園では、ここ数年間休園状態にあり、小学校においてもその施設管理に苦慮され、PTA、自治会等におきまして、小学校、幼稚園施設やその周辺の草刈りなど、地域ぐるみでの維持管理に努められておられるところでございます。

一方、各小学校では各地区センター同様、地域の避難場所として指定されており、地域の防災拠点としての役割を果たしている施設でございます。

先ほどもございましたが、台風、また豪雨による被害が本年も多く発生しており、いつどこで災害が発生してもおかしくない状況でございます。災害への備えが大変重要であると思うと

ころでございます。

そこで、現在、各校下で空き施設となっております幼稚園についても、防災拠点としての役割が重要でございます。日ごろから地域の方々に利用される施設としての活用も望まれるものと考えられますが、今後、施設の有効活用について伺います。

また、施設内の遊具も放置状態にあることから、その管理状況につきましても、また利活用につきましても、あわせて伺いたいと思います。

以上、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 角田議員の1点目の旧庁舎跡地等の活用について、その中から1つ目にご覧いただき、あり方検討委員会では旧庁舎跡地の活用をどのように取りまとめていかれるのかについてのお尋ねでございます。私のほうから答弁させていただきたいと思います。

議員御案内のとおりでございます。一昨年度、垂井町の計画書そのものは現庁舎という言い方をしておりましたけれども、今現在におきましては旧庁舎の敷地等活用基本構想を取りまとめたをいたし、その中で庁舎の敷地等の活用方針をうたっております。少し御紹介させていただきますが、町民、地域住民が集い、交流できる場の確保、それから若者、子育て世帯を中心とした幅広い世代の住宅の確保、歴史・文化を体験できるお祭り広場と観光サービス施設の確保、地域の安全性を高める防災広場の確保、そして新たな集客施設の確保、イベント等への対応、空き家等を活用したにぎわい創出施設の確保と、以上の6つの活用方針を掲げまして、誰もが楽しく安全に集える垂井町のにぎわい拠点づくりの活用理念をうたって定めたところでございます。

この基本構想で定められました活用方針と活用理念に基づきまして、本年度は基本計画の策定に取り組んでまいります。この基本計画では、活用する施設や建物の規模、導入する機能、そしてまた概算予算規模等を具体的に整理してまいりますのでございます。

お尋ねの、庁舎跡地等活用のあり方検討委員会におきましては、岐阜協立大学の竹内学長を委員長に、そしてまた学識経験者として岐阜工業高等専門学校鶴田教授、そして各種団体からは商工会、町の連合自治会連絡協議会、町の地区まちづくり協議会連絡会、そしてまた観光協会からの推薦者、町職員からは副町長が参画をいたしまして、合計7名の委員で構成をしておる委員会でございます。このあり方検討委員会につきましては、これまで積み上げられてきました議論や、そしてまた今後、さらに町民の皆様からいただいた意見等を反映させながら、基本計画案を取りまとめたいただき、私ども垂井町に御提言をいただく予定をしておるところでございます。何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、2点目の今後のタイムスケジュールについて、そしてまた3点目の旧庁舎周辺の施設整備のあり方等につきましては、副町長から回答申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○副町長（片岡兼男君） 角田議員の質問のうち、今後のタイムスケジュールについてと旧庁舎付近の施設整備のあり方については、私が庁舎跡地活用のあり方検討委員会のメンバーでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず初めに今後のスケジュールですが、今年度のスケジュールにつきましては、本年7月10日に開催いたしました第1回あり方検討委員会において議論いたしました。

まずは、10月中旬までに町職員で組織する検討委員会において、公共の視点から庁舎跡地に求められる導入すべき公共施設と機能、旧庁舎建物の活用の可能性、概算予算規模等を検討し、町が検討した方向性について、10月下旬に開催を予定しています第2回あり方検討委員会に提出いたしまして、検討することといたしております。

その後、第2回あり方検討委員会で検討された基礎資料をもとに、町民ワークショップを11月、12月中に2回ほど開催いたしまして、町民の視点で求められる導入施設、機能等の意見を集約してまいりたいと考えています。

12月中には第3回あり方検討委員会を開催し、ワークショップでいただいた町民の皆様の意見を踏まえて、活用の方向性を取りまとめ、基本計画の素案をまとめてまいりたいと考えております。

翌令和2年1月からは、基本計画（案）のパブリックコメントを実施いたしまして、そのパブリックコメントの一環といたしまして、町民の皆様への説明会等も開催していきたいと考えておるところでございます。

2月中には第4回あり方検討委員会を開催いたしまして、パブリックコメントでいただいた意見を踏まえて、最終の調整をしていきまして、3月までに基本計画（案）を取りまとめ、町に提言するスケジュールといたしております。

なお、庁舎跡地等活用のあり方検討委員会での議論は全て一般公開とし、議論の過程を傍聴することができますので、よろしくお願いいたします。

庁舎跡地等の活用の今後のスケジュールといたしましては、今年度、基本計画の策定、令和2年度、来年度は基本設計、令和3年度は実施設計、令和4年度、工事着工と計画をしておるところでございます。順次、着実に進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

次に、旧庁舎の周辺の施設整備のあり方についてでございますが、議員御指摘のとおり、旧庁舎周辺には中央公民館、福社会館、垂井地区まちづくりセンターなど、いずれも老朽化が進んだ施設が立地しています。その建物の中には、垂井町まちづくりセンター、社会福祉協議会、商工会、垂井地区まちづくりセンターや中央公民館が役割を担っていた貸し館機能、さらに土地改良区事務所や垂井分団車庫、垂井観光協会、また福社会館内に事務所を置く不破郡医師会など、旧庁舎やその周辺に拠点を置く機能が集積しています。これらは町民の生活に密接にかかわる機能であり、これらの機能のうち、庁舎跡地に集約すべき機能をしっかりと検討する必要があると考えています。その検討につきましては、さきに御説明をさせていただいたとおり、

現在、町職員で組織する検討委員会において、公共施設アクションプランで示されている再編方針を踏まえながら、また場合によっては関係する団体等にヒアリングを行いながら、現在検討を進めているところです。その方向性は10月中・下旬をめどに取りまとめていきたいと考えております。

垂井町役場が新庁舎へ移転した今、旧庁舎跡地等の活用と、その周辺の公共施設のあり方への注目が高まっていることを実感しております。これまで、庁舎の移転は現在の敷地を中心部の活性化に有効に活用することと両輪で進めることが重要であると説明してまいりました。このことから、庁舎跡地の活用の議論は庁舎の移転・建てかえが決定した平成28年度からさまざまな形で町民の皆様と議論を進めてまいりましたが、本年度、その具体的な方向性を基本計画としてまとめてまいります。今後、庁舎跡地等活用のあり方検討委員会、町民ワークショップ等を通じて議論を深め、着実に検討を進めてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 水野忠宗君。

〔学校教育課長 水野忠宗君登壇〕

○学校教育課長（水野忠宗君） 角田議員の2点目の、各小・中学校下の幼稚園の有効活用について、答弁をさせていただきます。

垂井町公共施設アクションプランでは、学校教育課が所管する府中幼稚園、岩手幼稚園、宮代幼稚園、表佐幼稚園、合原幼稚園においては、再編を前提とする維持・更新区分としては、タイプDの同様施設間への統合としているところでございます。

幼稚園舎につきましては、耐震改修済みや新耐震の建物でございます。現在、留守家庭児童教室の対象学年を小学1年生から4年生としておりますが、令和2年度からは6年生までとする予定であり、留守家庭児童教室に対するニーズがふえることも予想されていることから、小学校校舎に併設された園舎につきましては、子育て推進課と連携し、留守家庭児童教室として利用を視野に個別計画を策定しているところでございます。

また、併設されていない幼稚園舎につきましては、用途変更を踏まえ、廃止するに当たっては、地元と維持管理を含めた協議をした上で方向性を決定していきたいと考えております。

次に、施設内の遊具につきましては、専門業者による点検業務を委託しまして、その結果によって順次遊具等の撤去等も実施しております。今後も遊具の安全確保に努めてまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） 御答弁ありがとうございます。

それでは1点目、旧庁舎等の跡地の活用についてでございますが、具体的に基本計画、あるいは基本設計等タイムスケジュールをお示しいただきまして、大変わかりやすく説明いただきました。ありがとうございます。

これはお話があったかと思うんですけれども、特に外郭の団体、商工会とも連携をとられる、それから消防施設もございしますが、その点についても連携をとりながら跡地の活用を考えられるということだったと思いますけれども、このあたりはあり方委員会の中である程度、商工会の方はあり方委員会の中の委員としてあるんですけれども、それ以外、あるいは土地改良区の施設もあったかと思うんですけれども、そのあたりも含めて意見交換をされるということだろうかと思いますけれども、改めてその点についてお伺いしておきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか、お願いします。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○副町長（片岡兼男君） ただいまの角田議員の御質問でございますが、庁内の検討委員会を立ち上げておまして、既に2回ほど委員会を行っております。その中で、まさしく現在必要な機能、施設、また団体等々を洗い出したところでございますが、ただ、これは一方的に洗い出したわけでございますが、必要な機能等々については再度調整するなり、また外郭団体等につきましても、先ほど申しましたとおり、場合によってはヒアリング等々を行うということで、今行っている最中であるということでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） 各諸団体との連携も十分とっていただきながら、進めていただきたいというふうに思っております。

続きまして2点目ですけれども、留守家庭、それぞれで使われるところもあろうかと思うんですけれども、それ以外の施設もあろうかと思うんですね、幼稚園施設の中で。それについてはやっぱり地域の方々と、特に学校なんかはコミュニティ・スクールというようなことで、最近、学校、家庭、それから地域の連携が大変求められているところもございします。そんな意味で、そういう留守家庭教室で使われないような場合には、目的外ですかね、そのあたりもぜひ地域の中で連携をとった形で利用等、特に災害等の関係も小学校、幼稚園施設の中には持っていかなければなりませんので、通常的に集えるような、一つの集まれる場所としての利用ということもひとつ考えていただければなあというふうに思います。

それから、先ほどの遊具ですけれども、年どれぐらい点検されているかということと、それを有効に活用された例があるやに説明があったかなあと思いますけれども、その一例でもあればお話しいただければというふうに思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 水野忠宗君。

〔学校教育課長 水野忠宗君登壇〕

○学校教育課長（水野忠宗君） 使われない遊具に関しましては、年1回専門の業者で点検していただきまして、修繕できるものは修繕し、使用にも耐えないものに関しては撤去等も行って

おる状況でございます。

それから、ほかに活用しているかということにつきましては、ほかの施設に移したりという場合もございますし、それは例えば、1つ撤去したという場合に、ほかの施設のものを持ってくるとか、そういうことでも活用できるものは活用してきたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） 空き施設になりそうな幼稚園施設についての活用、それ以外、目的外というようなことで考えておられるのかと、地域で何かそういうような要望等で、例えばコミュニティ・スクールの中でうまく活用していくような方向性というのはいかがなものかということで、再度お尋ねさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 水野忠宗君。

〔学校教育課長 水野忠宗君登壇〕

○学校教育課長（水野忠宗君） 併設されていない幼稚園施設でございますが、まずほかの施設で使おうと思いますと、施設の目的外使用ということで、用途変更等をしていく必要がございます。

また、コミュニティ・スクールで活用ということもあろうかと思っておりますけれども、まずは地元とそういう協議を重ねまして、どういうふうに使っていったらいいかということもこれから個別計画の中で考えていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（後藤省治君） 9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） どうも御答弁ありがとうございました。これにて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 3番 乾豊でございます。よろしくお願いいたします。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思っております。

私のほうからは、3点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目は道徳の教科化への対応について、2点目は子供の安心・安全について、3点目は認知症施策について、この3点についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、道徳の教科化への対応についてであります。

平成27年、文科省は学習指導要領を改訂し、道徳で教える内容に、新たにいじめへの対応や、グローバル化への対応も盛り込まれました。問題解決や体験的な学習も取り入れ、考え、議論する道徳教育を目指しているようでございます。

小学校は平成30年度より、中学校は平成31年度より、特別の教科として完全実施し、多くの学校では施行が始まっています。今までは、週1回あった道徳の時間は教科ではありませんで



した。学活などと同じく、ふだんの授業とは別に週1時間行う領域、つまり1958年制定の特設道徳であったと思います。

そもそも道徳の時間には反対意見が多くあり、その理由は、戦前のように国が決めた価値観を押しつけることになり、表面的ないい子を生み出すことにつながるからと言われております。また、教育学の主流としては、道徳性は学校の教育活動全体を通して育まれるものでありまして、成績をつける必要のある教科にはふさわしくないと考えられております。

国語や数学などの教科は、中学校以上では、その教科の免許を持った教員が国の検定に合格した教科書を導入し指導するとして、5段階の数値も使い評価をするとしています。しかし、新たに教科となる道徳においては、検討教科書はつくられていますが、道徳専門の教員は免許を設けず、指導はこれまでと同様に原則学級担任が行い、評価は記述式であらわすこととなっております。

そこでお尋ねをしたいと思います。

道徳教育は、文字どおり道徳的な心情を育て、判断力や実践意欲を持たせるなど、道徳性を養う大切な教育であると理解をいたしております。また、全国的に見ても、青少年の社会性の低下が問題となっている現状があると思います。

本町においても、教育現場を取り巻く環境の変化や、児童・生徒の抱えるさまざまな問題が増加し、複雑化しているのではないかと思います。これからの子供たちの健全育成を願う上でも道徳教育の役割は大きなものがあり、関心を持たなければならないと考えますけれども、道徳教科化に対する見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

続いて2点目でございますが、子供の安心・安全についてであります。

1つ目として、子供110番の家についてですが、子供110番の家は、PTAや自治会等が主な活動主体となり、子供が危険を感じたときや助けを求めてきた、いざというときに、子供を保護して警察などに通報することに協力してくれる家や施設であり、子供たちが駆け込む避難所として全国各地で取り組みが行われております。しかし、子供たちや保護者が子供110番の家のことを理解していなかったり、あるいは知っていても、子供たちが知らない人のところには飛び込めなかったりするということ、取り組みの成果が薄くなってしまい、制度の形骸化が危惧されることも事実であると思います。

長い夏休みも終わり、2学期も始まりました。集団登下校で子供たちはなれた通学路を通っているわけですが、果たして何人の子供たちが子供110番の家を知っているのか、聞いてみたいところです。教育委員会が出されましたパンフレットがありますが、これは学校へ通う皆さんへとなっています。子供が学校へ通う保護者に配られたものだと思いますが、垂井町は町のみんなであなたの安全を守ります、なぜ全戸配付しないのか、学校へ通う子供がいない世帯にも配付をして、協力を求めることもしないのか。途中で犬の散歩をしている人や、外で仕事をしている人にでも助けを求めることができるのではないかと、いろいろ思うわけでございますけれども、そこでお尋ねをしたいと思います。

本町におきます子供110番の家の取り組みについて、お伺いをしたいと思います。

1つ目として、声かけ、つきまといなどの状況把握についてお伺いをしたいと思います。

2つ目として、子供110番の家について、設定件数や子供たちへの周知についてお伺いをしたいというふうに思います。

2つ目としまして、情報モラル教育についてでございます。

子供たちを取り巻く情報にかかわる環境は日々変化しており、多くの子供たちがコンピューターやスマホ、携帯型ゲーム機等を使い、インターネットを自由に利用しているようです。また、現在、SNSなどインターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報などの問題も発生しています。こうした問題を踏まえながら、情報モラルについて指導することが必要ではないかと考えます。

そこでお尋ねをしたいと思います。

1つ目として、本町における子供たちとインターネットとのかかわりと有害情報等についての認識について、お伺いをしたいと思います。

2つ目といたしまして、情報モラル教育についての本町の取り組みについてお伺いしたいと思います。

続いて、大きく3点目でございますけれども、認知症施策についてであります。

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症にかかる人の数は年々ふえ続けています。2015年の推計では約525万人ですが、2025年には推計で約700万人を超えるとも見込まれております。認知症は、今や誰にでも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要であります。また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者本人の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが大切だと思います。

認知症施策に対する課題は、今や医療・介護だけではなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっていると思います。垂井町の原課においても、細やかな取り組みをされていることにつきましては敬意を表するところでございますけれども、そこでお尋ねをしたいと思います。

認知症と診断された直後、本人の視点に立って相談できないといった人がありますが、診断直後から介護を受けるまでの期間として問題視されていると思いますけれども、その支援体制はどのようにされているのかをお伺いしたいと思います。

以上3点についてお伺いいたします。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（後藤省治君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 乾議員の1つ目の御質問、道徳の教科化に対する見解についてお答えします。

本町では、子供たち一人一人がふるさと垂井への誇りと愛着を持ち、変化の激しい社会を生

き抜くことを願って、知・徳・体の調和を大切にした教育の推進に努めております。また、教育の目標は人格の完成を目指すことにありますので、人格の根幹にかかわる道徳教育は、今後社会がどう変化しようとも、極めて重要な教育であると認識しております。

子供たちにとっての道徳教育の場は、乳幼児のころからの子供が愛情を持つ親や家族の道徳的な行為や言葉に触れるところにあります。また、成長した後、学校や地域の大人などの道徳的な行為や言葉に触れるところにもあります。そうした日常の生活の中で子供たちが触れる道徳的な行為や言葉が、子供の道徳性の基礎を知らず知らずのうちに養い、子供の道徳的行為につながっていると考えています。

そこで本町では、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、子供たちの豊かな心の育成を図る道徳教育を推進するため、学校はもちろん、子供にかかわるさまざまな団体の関係者、社会教育にかかわる関係者にも御参加いただき、平成20年度より垂井町道徳教育推進協議会を開催しているところであります。この会では、毎回、会場校の道徳の授業をごらんいただき、道徳の授業の研究と、子供たちへの道徳教育のために、それぞれのお立場からどうかかわっていただけるか、その具体も協議していただいております。

さて、学校における道徳教育は、計画的・発展的に行うところに特色があります。特に、特別の教科道徳は、道徳教育のかなめであります。子供たちがさまざまな道徳的な行為に触れてきた経験をもとに、資料に描かれた状況と主人公の振る舞い、心情について、これまでの自分の経験や自分の価値観から多様に考え、あるいは仲間や教師の多様な価値観に触れ、信頼・友情・思いやりなどの道徳的な価値を捉えます。捉えたその価値から改めて自分を見詰め、よりよい生き方を求め、実践する意欲や態度を養っていきます。日常の道徳教育で学んだ道徳性を補ったり、深めたり、統合したりする重要な役目を特別の教科道徳が担っています。

このことにつきましては、実はこれまでの道徳の時間と、特別の時間道徳と、大きな違いはありません。道徳の時間が特別の時間道徳として教科化されたこと背景には、いじめなどの社会問題化が影響しておりますが、全国的に見ると、道徳の時間が予定された時間実施されていない、そういう地域があったことなどにより、教科としてその重要性を示したものと考えております。

この点でいえば、本町はこれまでも道徳の時間を大切にまいりましたので、大きな影響はないものと捉えています。また、国は考え議論する道徳と言っておりますが、本町におきましては、これまでも道徳の授業の中で一人一人の多様な価値観が出されるよう、各学校において工夫し、実践していることから、引き続き充実し、工夫した授業がなされていくものと考え、期待をしているところであります。

次に、議員に御紹介いただきましたように、道徳が教科化されたことにより、従来の道徳の時間とは明確に異なることが2点ございます。

1点目は、他の教科と同じように教科書が無償給付されることです。これが小学校の道徳の教科書であります。現在使用中であります。こちらが来年度、中学校で使用する道徳の教科書

であります。他の教科と同様に、手元に教科書があるわけですので、御家庭でも子供と一緒に  
ごらんいただき、親の価値観や生き方などを含めた感想を話し合ってくださいますと、御家庭  
での道徳教育も一層進むと考えております。

もう一点は、評価があることです。どの子も人間らしいよさや道徳性を持っていますので、  
国語科や算数科などの教科とは違い、数値による評価で他の子供と比較したり、入試で活用し  
たりすることなどは適しません。道徳的価値の理解のもとに自分を見詰め、物事を多面的・多  
角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習に、その子らしくどう向き合っていっ  
たか、あるいはどう成長していったかを見届け、言葉で評価することとなります。

本町では、特別の教科道徳と教科化されたことは、学校における道徳教育及び道徳の授業を  
見詰め直し、より一層充実することができる大変よい機会であると捉えています。

ことし9月3日から5日まで、東海北陸ブロックの教職員を対象に、独立行政法人教職員支  
援機構主催の道徳教育指導者養成研修が静岡県で開催されました。この研修会では、文部科学  
省の道徳の教科調査官並びに学習指導要領改訂にかかわった大学教授の講義と演習が3日間に  
わたって行われました。この研修会には、岐阜県からは7名が参加をしました。本町からは、  
西濃地区代表として選ばれました小学校教員1名と、町教育委員会指導主事の2名を派遣いた  
しました。この研修の成果につきましては、垂井町道徳教育部会等を活用し、町内の各学校に  
広めますとともに、指導主事の指導の場面を位置づけ、学校における道徳教育、特別の教科道  
徳が一層充実したものになるよう努めてまいりたいと思います。御理解賜りますようよろしく  
お願いいたします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 水野忠宗君。

〔学校教育課長 水野忠宗君登壇〕

○学校教育課長（水野忠宗君） 私からは、乾議員の大きく2点目の質問、子供の安心・安全に  
ついて答えさせていただきます。

初めに、声かけ、つきまとい等の状況把握についてでございます。

声かけ、つきまとい等の不審者の情報については、岐阜県警察安全・安心メールを迅速に情  
報をつかむよう努めております。また、保護者等にも警察からのチラシを配布し、安心・安全  
メールの登録を呼びかけ、情報を共有できるようにしております。また、学校警察連絡協議会  
において、警察及び各学校間との連携を図っており、郡内で不審者が出たときには、速やかに  
情報を共有し、注意を喚起するようにしております。

次に、子供110番の家の設置件数や、子供への周知についてお答えします。

現在、子供110番の家は、垂井小学校区56件、宮代小学校区25件、表佐小学校区52件、合原  
小学校区16件、府中小学校区22件、岩手小学校区34件、東小学校区82件、計287件に御協力を  
いただいております。

学校においては、集団下校時に職員も同行し、子供110番の家の場所を確認したり、全校児  
童に困ったときにどうすればよいのかを話したり、PTA総会でマップを配布したりするなど、

各校の実態に応じた方法で児童に周知を図っております。

さらに、NPO法人こども見守り隊の皆様のお力をおかりし、いざというときに子供が子供110番の家に助けを求められるように、毎年、地域を決め、警察にも御協力をいただきながら、駆け込み訓練を行っております。

子供110番を初め地域の皆様には、子供たちの安全・安心を守るために、さまざまところで御理解・御協力をいただいております。大変ありがたく思っております。今後も地域とともに子供の安全・安心を守っていけるよう取り組んでまいりたいと思いますので、御理解、御協力お願い申し上げます。

次に、情報モラル教育についてお答えさせていただきます。

初めに、本町における子供たちとインターネットのかかわりと、有害情報の認識についてお答えします。

学校では、子供たちが総合的な学習の時間や社会科、理科など、さまざまな学習場面でインターネット上の検索機能を活用して調べ学習を進めております。なお、学校のインターネット環境につきましては、フィルタリングをしておりますので、有害サイトへアクセスしようとしたり、有害情報を得ようとしたりしても、アクセスできないようにしております。

家庭での子供たちとインターネットのかかわりにつきましては、平成30年度岐阜県教育委員会が実施した調査結果をもとに、本町の状況をお答えします。家にインターネットに接続できて自分で使えるパソコンを持つ児童・生徒の割合は、小学6年生で52%、中学3年生で64%。自分の携帯電話を持っている児童・生徒は、小学6年生で47%、中学3年生で56%です。また、そのうち携帯電話がスマートフォンである児童・生徒は、小学6年生で63%、中学3年生で74%となっております。

調査には、それらの携帯電話やスマートフォンがフィルタリングされているかという問いでございますが、その回答を見てみますと、フィルタリングをしていると答えた児童・生徒は、小学6年生で65%、中学3年生で75%となっております。家庭では有害サイトに容易にアクセスできてしまうであろう環境インターネットをしている児童・生徒がいることを心配しております。

平成30年の警察庁によりますと、SNS等に起因する被害児童の現状と対策についての結果によれば、SNSなどに起因する性犯罪の被害児童・生徒は年々増加しており、被害に遭った児童・生徒のうち、フィルタリングを利用していない児童・生徒は9割を超えていると述べております。同時に、被害児童・生徒の保護者の多くが、フィルタリングを利用していない理由を「特になし」と回答し、被害児童・生徒の保護者の関心の低さを指摘しております。

パソコンだけでなく、スマートフォンやゲーム機等、インターネットに接続できる機器が普及し、多くの子供たちが手にできる状況です。有害サイトだけでなく、個人情報の流出、SNS等の誹謗中傷などのネットトラブルから子供たちを守るためには、周囲の大人が大丈夫だろうと安易に考える前に、インターネットの特性や危険性を正しく理解し、子供たちがどのよう

な環境でどのような機能を使っているかを、周囲の大人が把握することが大切であると考えています。また、家庭ではフィルタリング等もしていただきたいというふうに願っているところでもあります。

次に、情報モラル教育について、本町の取り組みについてお答えします。

現在、各学校では、社会科や技術家庭科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、学級活動などの時間を用いて、インターネットを活用するときのルールやマナー、情報モラルについて教えたり、ネット上のトラブルについて考えたりする指導を行っております。

また本年度10月には、垂井町青少年健全育成大会において、ネット安全・安心ぎふコンソーシアムから情報関連会社の講師を招き、インターネットやSNSのトラブルや、適切な使用の仕方についての講義を予定しております。各家庭や地域での情報モラル教育への推進を期待しているところでございます。

いずれにしましても、インターネット、携帯電話、スマホ等をめぐる問題は、学校だけでは解決できません。今後も、保護者や地域の皆様の御協力・御理解をいただき、連携して取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、3つ目の御質問、認知症施策、認知症診断直後から介護保険サービス等につながるまでの期間における支援体制についてお答えをさせていただきます。

議員の御質問にもございましたが、我が国は他に類を見ない速さで高齢化が進み、あわせて認知症と診断される方も年々増加する傾向にございます。そのため、認知症施策として、早期発見、早期診断、早期治療が非常に重要であると考えております。

一方、早期に認知症と診断された方の多くは、早急に介護保険サービス等の給付を必要とされないこともあり、診断直後から保険サービスを受けるまでの間において、心配ごとなどを相談できる人がいない場合は不安な状態で過ごされる、いわゆる空白の期間が生まれます。この空白の期間が生じますと、地域社会からの孤立など、本人、家族等にとって大きな混乱を招くことにもなります。

本町では、この空白の期間を解消するための施策といたしまして、認知症カフェを開催しております。このカフェは、自由で気軽な雰囲気の中で開催されており、認知症の人やその家族、また介護や福祉の専門家など、誰もが気軽に集える場所となっており、参加された方が認知症について正しく知り、学び、そして考えることにより、本人、家族が抱える悩み、不安の軽減につながっております。

また、認知症の人を地域全体で支えていく社会の構築が必要とされる中、その仕組みづくりとして、認知症サポーターの養成も行っているところでございます。このサポーターの養成により、地域住民が認知症について正しく理解し、かかわりを持つことで、本人、その家族への

理解を深めることが可能となっております。今後もこれらの施策を通して、認知症における空白の期間を、認知症とともに生きる満たされた期間へ支援できるよう取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

まず1点目の道徳教科化の対応についてでございますが、教育長から御答弁、細かく御説明いただきました。ありがとうございました。

それと、2点目の子供110番の家についてでございますけれども、教育委員会が出されたこのチラシというのは、全戸には配付されておられるのかどうかということ、もし回覧でお配りになっているということであれば、回覧だけではなく、できれば地域全体の皆さん方にもお配りをされるといいのかなというようなことも思います。

それから、この子供110番の家についての登録と申しますか、登録したいわという方については、どこへ申し込みをしたらいいのかということ、それと……。

○議長（後藤省治君） 乾議員、できるだけ一問一答で質問を、済みません、簡単をお願いします。一問ずつ質問してください。

○3番（乾 豊君） それじゃあ、最初の全戸配付についてのお答えをお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 再質問について、お答えを申し上げます。

ちょうどことし5月に川崎市の路上で小学校6年生等が非常に痛ましい事件に巻き込まれたということでございまして、ちょうどそのころ、垂井町内においても不審者情報が極めて多数多発しておりました。何とか子供たちが安心して安全に学校へ行けるように、学校のほうで不審者が出るよとか、そういう事件があったよということを言いますと、ますます心配になる子供たちでございます。したがって、垂井町は町のみならずあなたの安全を守りますという、子供たちへの緊急のメッセージとしてこれを作成し、緊急に子供たちに配ったものでございます。これにつきましては、毎年、新1年生に対して継続的に配付し、周知してまいりたいと思います。ここには、困ったときに助けを求めている場所ということで示してあります。いずれにしても、垂井町内の商工会の会員の皆様、それから郵便局の皆様、西美濃協同組合の皆様、全ての皆様から御快諾をいただき、急ぎこの資料をつくったものであります。したがって、まだ全戸配付には至っておりません。緊急に子供たちへのメッセージとして配ったものであり、また御協力いただける皆様にこれをお配りしたものでございます。なお、回覧につきましては、全て行っております。

議員御指摘のように、大変重要な問題でもございますし、これからも心配されるところでありますので、今後は広報「たるい」等を利用して、全戸配付につなげていきたいと考えて

おりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

それじゃあもう一点ですが、子供110番の家につきましては、登録は誰でもできるのか、それと窓口はどこなのかだけお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（後藤省治君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 今の御質問にお答えをいたします。

実は、子供110番の家というのは、可児市の今渡北小のPTAが初めて行ったものが全国に広がったものというふうに聞いております。県警本部、それから県の担当課のほうも、実は窓口が今曖昧で、もう一度調整し直すというところの議論がなされているということが耳に入ってまいりました。

ただし、子供たちの安心・安全にかかわることですので、もし子供110番になってもよいという御家庭がおありでしたら、ぜひ学校のほうにお伝えいただければと思っております。学校並びにPTAのほうで、今のところはそれぞれの子供110番の家を認定しているようでございます。御理解のほどよろしくお願い致します。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

これにて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） 2番 廣瀬隆博君。

〔2番 廣瀬隆博君登壇〕

○2番（廣瀬隆博君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い、次の3点について質問します。

1. 小・中学校給食費無料化について。
2. 町道114号垂井綾戸線の歩道改良について。
3. 交通安全対策「ゾーン30」の設置についてです。

質問に当たり、本日は台風18号が日本海を通過して災害が心配されておりますが、先般の千葉県方面を襲った台風15号、また先週にも九州地方を通過した台風17号の災害に遭われました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

令和元年に新庁舎が完成し、新たな町政の推進の拠点として、町の皆さんの幸せのための行政がとり行われることはまことに喜ばしい限りです。振り返ってみれば、平成28年4月14日に発生した熊本地震により、あるまちの庁舎の使用不能になったニュースなどから、防災対策拠点を兼ね合わせた新庁舎の建設に拍車がかかったと記憶しております。大地震に耐え得る耐震



基準を保つこの庁舎が、災害時の拠点として活用できることは心強いこととあります。

さて、質問の1点目、小・中学校給食費の無償化について町長にお尋ねします。

早野町長は政策の一環として、給食費無償化の順次実施を上げられました。そこでお尋ねします。現在、給食費の児童・生徒の費用負担は材料費だけで、これ以外の人件費や設備費などの経費は全て一般財源で賄われているとのことで、さきの定例会の一般質問の折、同僚議員の答弁に、財源の確保とあわせ、早期に行いたいとのことでしたが、限られた財源の中で、例えば初年度は進学を目指す中学校3年生親子の負担を少しでも軽くできるように、対象を中学3年生から低学年及び小学校の無償化に向けて順次広げていくようなことを提案したいが、町長の所見をお尋ねします。

2点目は、町道114号垂井綾戸線の美濃路松並木がある歩道の改良についてお尋ねします。

美濃路は、中山道の垂井宿と東海道の熱田宿を結ぶ5街道に次ぐ重要な脇街道で、追分―綾戸間には美濃路唯一の松並木が当時の面影を残しており、松並木は町指定の天然記念物で、地元の保存会などの協力で保存されています。この景観を保存しつつ、景観を生かした歩道の改良や、松をモチーフとしたガード柵の設置をなされてはと考えます。今ある歩道の状況は、車道と歩道にある植え込み部分に、以前はツバキやサツキなどが植えられていましたが、ここ数年、雑草が目立ち、松並木の風景も阻害されていると聞き及びます。

それにつけても、ユニチカ正門から西方面は、車道と歩道の間にガードパイプが設けられ、歩道と水路の間には、松をモチーフとしたガード柵により、好ましい景観が見受けられます。また、ユニチカ正門から東は、ガードパイプもなく、歩道と水路の柵も老朽化しています。交通量の多い通学路でもあり、ガードレールやガード柵が必要であると考えます。

さらに、最近のウォーキングブームで美濃路を散策される方も多く、景観とともに、安心して歩くことができる歩道を整備することも肝要ではないかとも考えますが、町長の所見をお尋ねします。

3点目は、交通安全対策「ゾーン30」設置について、町長の所見をお伺いします。

毎年、建設課や学校教育課、警察署、学校、PTA、こども見守り隊などを中心に、通学路などの危険箇所の点検をなされ、交通標識や表示、通学路のカラー舗装など改善が進められておりますが、まだまだ交通量の多いところにおけるインフラ整備がおくれているところが見受けられます。

ゾーン30とは、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つです。区域またはゾーンを定めて、時速30キロの速度規制を実施するとともに、そのほかの安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制し、路面にゾーン30の表示を施すものです。

また、報道によりますと、国土交通省は未就学児の交通安全対策として、保育園や幼稚園周辺の交通安全対策に取り組む自治体へ補助金や交付金などの財政支援強化対策を進められようとしております。

そこで、当町のゾーン30のほか、保育園や幼稚園、こども園などの交通安全対策をいかに進めていかれるのをお願いしまして、3点の質問を終わります。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 廣瀬議員の1点目の小・中学校の給食費無償化について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、冒頭に今年度の学校給食にかかります月額単価について少し御紹介をしたいと思います。小学生につきましては4,200円、中学生におきましては4,700円と相なっております。また、9月1日現在の児童・生徒数でございますけれども、小学生で1,474名、中学生は823名でございます。これらから算出をいたしますと、年間で小学校におきましては約6,800万円、中学校におきましては4,200万円、合計にいたしまして1億1,000万円の給食費を保護者の方に御負担をお願いしております。

こうした状況の中でございますけれども、私は選挙戦で訴えてまいりましたとおり、子育て中の保護者の経済的負担を少しでも軽減したいとの思いから、小・中学校の給食費の無料化を公約に掲げ、選挙戦を戦ってまいりました。この給食費無償化を行うには、当然ながら財源が必要でございます。そこで議員からは、まずは中学校の3年生から始め、順次広げていってはどうかとの御提案でございます。私といたしましては、来年度はまず、中学生を対象に無償化を実施したいと、そのような考えであります。

なお、この財源につきましては、現在、副町長をトップに、経営管理委員会の中で今後の財政状況の見直し、それから見直しをすべき事業につきまして、調査・研究を行っておる最中でございます。最終的には事業の費用対効果あるいは事業の公平性の観点から既存事業の縮小または廃止等を判断することによりまして、その財源を確保してまいりたいと、その考えでございます。

なお、判断するに当たりましては、当然ながら議員皆様方の御理解を賜らなければなりません。何とぞ御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきますが、なお、2点目の町道114号垂井綾戸線の歩道改良について、そしてまたは3点目の交通安全対策のゾーン30の設置につきましては、それぞれ所管の課長からお答えをさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

〔建設課長 高橋伸行君登壇〕

○建設課長（高橋伸行君） 私からは、廣瀬議員の2番目の御質問の、町道114号線垂井綾戸線の歩道改良について答弁をさせていただきます。

議員の御質問にもございましたとおり、町道114号垂井綾戸線は美濃路でございます。美濃路の看板も設置されているところでございます。沿線には多くの松が立ち並び、垂井の追分から名古屋市の熱田をつなぐ美濃路に唯一残る松並木となっております。この松並木は、地元保

存会による清掃活動や、東小学校の児童、垂井青年クラブの会員によるこも巻きが継続的に実施されて、大変大切に守られているものでございます。

またこの垂井綾戸線は、本町の東西を結ぶ幹線道路でもあることから、交通量も多く、交通安全対策の重要性については十分認識をしているところでございます。

さて、景観を生かした歩道の改良、松をモチーフにしたガード柵の設置ということでございますが、議員御指摘のとおり、ユニチカ正門より西側は、このような整備がなされております。しかし、東側はマウントアップ形状にはなっているものの、歩車道境界部に防護柵はございません。また、水路際のフェンスも腐食及び変形といった損傷が見受けられます。

今後、当該区間は幹線道路であること、松並木であること、通学路であること、また議員のお話にもありましたように、ウォーキングや散策される歩行者も多いことなどから、整備の優先順位を高くし、財政所管と調整を図りながら、社会資本整備総合交付金事業などの財源を確保し、ユニチカ正門よりも西側と同様に、安全性と歴史的景観に配慮した整備を計画的に実施していきたいと、このように考えております。

また、さきにも申し上げましたとおり、この道路は地元で定期的に清掃活動が実施されております。大変ありがたいことだと思っております。今後もさらに愛着を持って活動を継続していただけることを願い、道路環境の整備に努めてまいりたいと思っております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） それでは、廣瀬議員の3つ目の御質問、交通安全対策「ゾーン30」の設置につきましてお答えさせていただきます。

ゾーン30につきましては、生活道路におけます歩行者などの安全な通行を確保するため、区域を定めて最高速度30キロの速度規制を実施するとともに、そのほかの安全対策を必要に応じ組み合わせ、区域内の速度や抜け道としての通行をすることを抑制する生活道路対策でございます。

現在、垂井警察署においては、管内にゾーン30が整備されていないことを踏まえまして、東小学校周辺をゾーン30とすべく、整備を進めているところでございます。

また、周辺地域に対しまして説明を行い、理解を得たことから、本町におきましても、ゾーン30の効果をより発揮できるよう、カラー舗装など必要な安全対策につきまして、垂井警察署と協議を行い、検討を進めているところでございます。

今後、垂井警察署では県警本部との協議を踏まえまして、来年度の実施を目指し、進めていきたいという意向でございますので、本町といたしましても、垂井警察署と連携を図りながら実施に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

[子育て推進課長 吉野敬子君登壇]

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、保育園等の周辺の交通安全対策につきまして答弁させていただきます。

保育園等においては、滋賀県大津市で起きた事故を契機に、5月28日、30日、31日の3日間にわたり、垂井警察署、企画調整課、建設課、子育て推進課、各園の職員が合同で、園周辺及びお散歩コースの安全点検を実施いたしました。この合同点検の結果、さびた道路標識の撤去や区画線の引き直し、とまれシールの張り直し、側溝のふたのがたつきなどを改修いたしました。

各園では、園外活動の実施に当たって、保育士が事前に複数人でコースを確認し、交通量の少ない道を選定し、点検しております。また、園外活動終了後にも、反省点、気づいた点など職員間で情報を共有し、この移動経路の交通安全の確保の徹底に努めております。

また、各園においては、交通指導員等による交通安全教室を毎月開催したり、掲示物により送迎時の交通マナーを周知するなど、日ごろから園児とその保護者に交通安全の啓発を行っているところでございます。

以上、保育園と周辺の交通安全対策についての御質問に対する答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 2番 廣瀬隆博君。

[2番 廣瀬隆博君登壇]

○2番（廣瀬隆博君） 今回から一問一答ということになりましたので、1つ、まず小・中学校の給食費無償化ということで、私3年生からと言いましたら、町長は中学生全員ということで予定しているということを答弁されました。

その中で1つお聞きしたいんですけれども、副町長が中心となった財源確保の機関を設けられるようなことを言われたんですけれども、具体的にどういう方が入られてやられるのかとか、どういう財源をやられるのかお聞きしたいんですけれども、よろしいですか。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

[企画調整課長 藤塚康孝君登壇]

○企画調整課長（藤塚康孝君） 廣瀬議員からの再質問でございますけれども、現在、経営管理委員会という組織を設けまして、副町長と委員長としまして、総務課長、企画調整課長、その他学校、生涯学習課長で組織をしておるところでございます。この関係につきましては、後ほどの議員の質問にもあるんですけれども、そこでお答えさせていただくところなんですけれども、そこら辺の中で、現在のいろんな施策を進める中で、財源確保ということで事業の見直しを進めておるところで、今現在、各課にその事業を、経営管理委員会の中で洗い出しを行いましたので、それを各課において今後どういうふうにしていくかというようなことを依頼しているところでございますので、今後、そのような状況につきまして、廃止していくのかとか、中断していくのかとか、そういうようなことを決定していくというふうになりますので、御理解願

ます。

○議長（後藤省治君） 2番 廣瀬隆博君。

〔2番 廣瀬隆博君登壇〕

○2番（廣瀬隆博君） またこの後に詳しいことを説明されるようなことを今言われたんですけども、公共施設等総合管理計画の見直しをして、財源確保をするようなことを前回の議会で言われたわけなんですけれども、私どももやっぱりアクションプランをつくって、統廃合するなり廃止するなり譲渡するなりということで、考えられていると思いますが、ぜひとも思い切った改革をしていただいて、少子・高齢化のための財源確保という点で、頑張っていていていただきたいと思っております。

もう一つだけ質問ですけれども、保育園、幼稚園、またこども園の周辺の通学路の安全対策についてのことで、先ほど答弁いただきましたが、子育て推進課の方、教育委員会の方だけではなかなかその場面というんですか、道路の危ないところとか、なかなか気づかないことが多いと思いますので、ぜひいろんな課をまたいでやっていただきたいと思いますが、先ほど言われましたかね、どこの課とどこの課と一緒にやられたということのをさっきお聞きしたんですかね。済みません、もう一度教えてください。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 実際に合同安全点検は、垂井警察署、企画調整課、建設課、子育て推進課、あと園の職員の合同で行っております。

○2番（廣瀬隆博君） ありがとうございます。

○議長（後藤省治君） 2番議員、終わりですか。どうぞ、前で。

〔2番 廣瀬隆博君登壇〕

○2番（廣瀬隆博君） 最後の感想を述べるだけではと思いますが、どうもありがとうございましたと言っていいのかわかりませんが、今後また一般質問を頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） しばらく休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

5番 藤埴理君。

〔5番 藤埴理君登壇〕

○5番（藤埴理君） 5番 藤埴理でございます。

ただいまから、議長の許可を得ましたので、一般質問のほうを行いたいと思っております。

では、よろしくお願いをいたします。

垂井町の庁舎は、場所も建物もこうして新しくなり、早野町長初め職員の皆様も、戸惑いながらも気持ちを新たに職務に励んでおられることと思います。

さて、本日、私のほうからは大きく3点について質問をさせていただきます。

まず1点目については、垂井町の電算（情報システム）についてお尋ねをいたします。

現在、垂井町では町単独の電算（情報システム）を利用し、住民基本台帳などをもとに戸籍や住民票などの発行をしております。この近隣市町を初めとする県下34の市町村では、岐阜県市町村行政情報センターを利用し、同じ業務を行っておると聞いております。

平成28年4月の時点で、地方行政サービス改革の取り組み状況の報告が公表されました。その情報システムのクラウド化について、次のような記載がありました。平成33年度まで現行のシステムのまま継続利用することが、町の電子計算組織運営委員会で決定されておられます。

また、次期の情報システムの刷新は、自治体クラウド化を視野に入れて検討すると明記されております。つまり、その時点の判断ではありますが、昨今の時代のニーズや社会情勢の急激な変化、ましてや新庁舎移転もその時点で決まっていたにもかかわらず、検討がなされなかったように感じております。私ならば、その時点で新庁舎移転を機にクラウド化、そして県の情報センターを利用する検討を対象とすることを考えたに違いないというふうに思っております。

さて、今後の方向性について、国の方針ではマイナンバーカードの普及・利活用を促進することを本年6月に決定しました。さらに来年度には、消費活性化策として自治体プレミアムポイントによるマイナンバーカードの活用を考えており、さらにその1年先には、健康保険証利用も進めようとしております。将来的には民間との連携を進め、社員証などとして活用できるように求めていこうとしております。単に公的な各種証明書としての活用ばかりではなく、社会全体の中で個人を認識するカードとして普及も視野に入っていると伝えられております。

このような国の方針を鑑みても、現在の垂井町独自の情報システムの更新頻度がさらに増加し、セキュリティー強化を十分に図っていかなければならないと感じています。加えて10月の消費増税を機に、民間においては国の方針に基づき、事業者も個人もキャッシュレス化の波が猛スピードで進んでいます。我々が支払うべき各種税金や手数料なども、そう遠くない将来にはキャッシュレスによって支払う時代がそこまで来ていると思っております。町単独の情報システムの更新だけにとどまらず、ともすれば新たな情報システムの構築が必要になる時代が来ているのかもしれませんが、そのときに更新にかかる費用については、どれくらいの額になるのか想像にも至りませんが、先行きの状況を十分に考慮しながら今後の情報システムの方向性を決めていく必要があることを強調しておきます。

そこで、以下の質問をいたします。

平成28年に報告があった時点においてクラウド化を検討されたと思いますが、クラウド化の検討と同時に県の情報センターを利用するという検討がなされましたか。検討されたのであれば、例えば住民票1枚当たりの町単独の場合とセンター利用の場合との経費、いわゆるコストの比較、厳密に言えば町の情報システムにかかる年間の管理委託料約1,700万円を含めたコス

トと、センターの年間利用料を含めたコストとの比較をされたときの金額もお教えいただきたいと思います。当然ながら、このような検討をされての判断であると思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

続いて、県の情報センターを利用することは大幅なシステムの入替えとなりますので、初期導入には相当な経費が必要となることでしょう。その際の金額の算定はされましたか。確かに一時的には相当な支出を伴いますので、初期導入にかかる経費は10年ぐらいのスパンで考えなければならないと思っております。先ほどのコストにその分は上乘せし、県利用のコストとして比較検討しなければいけないのかもしれませんが、もし検討されたのであれば、差し支えなければその金額についてもお答えください。

続いて、今の2点について、過去に検討されたかという点について伺いましたが、この質問は将来についてお尋ねをいたします。

今後、マイナンバーカードとプレミアムポイントが連携することとなれば、当然にシステム更新が必要となりますが、現在の町単独のシステムで対応が可能なのかということをお尋ねいたします。可能ならば、その際にかかる経費についてもお答えください。将来の見通しについては確定できるものではないので、回答しにくいのは十分理解できますが、今後さらなる将来を見据えた行政運営が必要となりますので、財源不足に陥ることも想定した上での判断となりますので、その経費についてあえてお尋ねをいたします。

続いて、キャッシュレスによる町税などの支払いに対するお考えがあるのかをお尋ねします。

私の感覚では、ことし以降3年間で大きな転換点と考えなければならないと思っております。大きく変貌を遂げる時代に対応できる柔軟な姿勢を持たなければ、垂井町に若い人を呼び込むことはできません。人口減少のスピードに拍車をかけるのも、おくらせることができるのも、町の施策によって大きく左右されます。どうか将来を見据えた判断をされますことを切に希望いたします。

では、大きく2点目ですが、先ほど財源不足という言葉を使いました。我々議員が要望する事柄に対して、行政側の回答に、お金がないので財源を考慮しながら前向きに検討しますというようなお答えが返ってきます。当然のことながら、検討した結果、財源があれば要望は実現します。なければ実現いたしません。財源がある・ないという言葉は、国・県の補助金などがある場合もわかりやすいものでありますが、町独自の予算の中だけで賄い切れない場合があり、お金イコール財源がないという言葉で片づけられています。これは決して悪気があるわけではなく、現実をあらわした言葉だというふうに御理解をいただきたいと思っております。

そこで、垂井町において将来にわたり十分に財源があると思っておられる方がどれくらい見えるでしょうか。行政にかかわっておられる方も、町民の皆さんも、将来にわたり財源があるとは決して感じておられないことでしょう。なぜなら、少子化や町外流出による若い人の人口減少を日々の生活の中で感じ、広報などで公表されます人口についても少しずつ減少しているから、税収の増加は見込めないだろうと感じておられることでしょう。

では、国の交付税や補助金、県の補助金などの収入は、ある程度決められた費目への支出として充てられています。町税などの自主財源も、人件費や施設、道路などの維持管理に必要な費目として、固定的経費に多く充てられているのが現状であります。

こうした状況の中で、庁舎移転という大きな事業をなし遂げ、平成28年度から30年度までの3年間の町債の起債累計額は24億4,300万円ほどになります。これは1年間の一般会計の予算のほぼ25%に当たります。町債の起債自体悪いというわけではなく、施設や基盤整備など世代間で均等に負担するという事は当然考えられますので、決して否定的な考えではありません。もう少し現状を見てみると、現在のまま推移すると仮定しても、3年後の償還額、つまりは借金の返済額は年間約5億円ほどになります。今後、最も大きな支出として予想されるクリーンセンターが、10年間現施設を利用すると仮定しましても、今後一切借金をしないという前提で、10年後の償還額は4億5,000万円ほどになります。大して減らないということです。

そこで、以下の質問をいたします。

9月議会で審査をしております一般会計、特別会計の決算だけではなく、例年、その翌年に公表されます財務4表の町の財政状況を分析する上で重要な諸表となります。この財務4表について、担当課におかれましては綿密な分析をしておられると思います。直近の町債起債額の対象である新庁舎建設や垂井こども園建設に伴い、財政状況にどのような変化があったのでしょうか。また、そのことによって今後、施設の建てかえ更新や延命化改修にどれほどの影響が出るのでしょうか。庁舎については10億円ほどの建設基金もあったのですが、その他の施設にかかわるものは、今のところ基金は見当たらないように思います。

垂井町公共施設のアクションプランが本年3月に公表されましたが、その中にある個別施設計画の策定の進捗状況はどうなっていますか。また、公表はいつごろされるのでしょうか。財政状況を踏まえた上での個別施設計画となっていると思いますので、直近の財政状況の変化がこの計画にどの程度影響を及ぼすおそれがあると考えておられるのでしょうか。さきの質問と多少かぶりますけれども、御回答をよろしく願いいたします。

続いて、このアクションプランの中には、人口減少など社会情勢の変化に伴う公共施設の再配置についても触れられておりますが、個別施設計画にどこまで反映されているのでしょうか。例えば、この施設は廃止、この施設とこの施設は統合などと具体的に盛り込まれてくるのでしょうか。御回答をよろしく願いいたします。

続いて、限られた財源の中では施設の廃止・統合はやむを得ないと思っています。経営という観点からは効率的自治体運営を目指さなければならないと私は思っております。このことは、綿密な財政状況を分析した上、その結果を町民へいかに周知するのが大きな鍵となると思います。クリーンセンターを初め、施設整備には大きな財政出動が控えています。理念や目標ではない垂井町の将来設計を町民にわかりやすく伝えるべきと考えております。例えば、広報における理解しやすい財政分析の掲載や、住民説明会など住民周知活動を行っていくお考えがあるのか、この点については町長にお尋ねを申し上げます。



最後の大きな3点目でございますが、民間企業にとっても働き方改革は取り組むべき重要課題と考えられております。地方自治体においても、業務の効率化への取り組みは大変重要であります。業務の効率化は、働き方改革へとつながると期待されております。垂井町の経営的見地からも、業務の効率化による経費削減が財源確保にもつながることと考えます。あわせて業務の効率化改善が残業の減少や休暇の取得につながれば、職員の健康面にも好影響を与えることになるでしょう。今、ワーク・ライフ・バランスが民間企業の人材確保において大変好影響を与えていると聞いております。こうした優秀な人材確保は、垂井町の将来に大きな希望が持てます。

さて、ここからは新聞記事にありました事例であります。ある民間企業では、業務の達成目標や時間などを設定し、おのおのが業務にかかった時間を記入して、超えた部分については改善策をチームで検討し、勤務時間の短縮に努めているそうです。さらに、その業務内容については全社員が情報を共有し、業務の見える化を図っています。垂井町においても実践できるように思いますので、検討してもよいのではないのでしょうか。今後、こうした積み重ねが行財政改革を進めていく上で大切ではないのでしょうか。今すぐでも取り組むべき課題であると思っております。

次に、退職職員の再雇用について、新たな試みが必要な時期に来ていると思っております。今年度末、次年度末を合わせると8人の課長が退職を迎えられます。出先施設などへの再雇用にも限りがあり、有能な課長経験者が生きがいを持って働くポジションを準備することも必要な行革の一つと考えます。課内の長期にわたる案件や、課長の相談的な存在、新人課長のサポートをする存在、業務次第では効率化につながるものと思っております。企業にとっても高度な能力を持った経験者は、各管理部門においてメリットのある人材として、限られた雇用の中で活躍できる事例もたくさんございます。行財政改革の一環として検討していく事柄であると思っております。

そこで、以下の質問をいたします。

これまで、第5次行財政改革大綱、平成26年から28年の取り組みの結果は公表されておりますが、第6次行財政改革大綱については見当たりません。次の策定はされましたか。また、されているのであれば、年度ごとの報告はされておられましたか。その中に業務の効率化について触れられておりますか。策定されていないのであれば、なぜ策定されなかったのか。これまでのように前回は踏襲した行財政改革であってはならないので、今後、新たな行財政改革大綱を策定する考えがあるのか、この点についても町長にお尋ねいたします。

さきの質問とも重複する部分もありますが、働き方改革の指針や取り組みは現在行われておりますか。もし行われておるならお聞かせください。行われていないなら、今後取り組む予定はございますか。いつまでも先延ばしにすることなく、町長が先頭に立って早急に取り組むべき課題であると思っております。

最後になりますが、退職職員の意思や希望もありますので大変お尋ねにくいことですが

ども、また、現職の課長にも配慮しなければならないでしょうから大変質問しにくいですが、経験豊富な職員の配置については今後どのように考えておられるのか、町長にお尋ねし、私の一般質問を終わります。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 藤埴議員の、たくさんございますので、垂井町の財政状況と個別計画、大きく2つ目の点で御回答申し上げたいと思います。

まず、その中での1つ目の4つ目でございます財政状況の住民への情報提供について、私のほうから御回答申し上げたいと思います。

平成から令和に引き継がれました町政におけます課題は、実に数多くあります中で、前回の定例会、一般質問でも御回答申し上げましたとおり、これからは、この言葉は適切か否かという議論はございましょうが、痛みを伴う改革を英断いたし、住民の皆様にも少しずつの我慢もお願いする一方で、住民の皆様が幸せを実感できる施策へと転換をしていかなければなりません。それがためにも、現在の財政状況を議会、そしてまた住民の皆様と情報共有することは必要不可欠であると考えております。したがって、今後の中期的な財政状況を議会とも情報共有を図りながら、広報紙並びに町のホームページ等でお知らせをいたし、あわせて三現主義に基づき、住民の皆様のもとへ直接出向いて財政状況を説明させていただいた上で、お願いすることも訴えてまいらなければなりません。その際には、議員各位におかれましても町民目線で住民の皆様の生の声を拝聴すべく、私ども執行部とともに出向いていただければありがたいと考えておるところでございます。

続きまして、大きい3点目についてでございます。

業務の効率化と働き方改革でございます。こちらのほうについて私のほうから御回答を申し上げたいと思います。

まず1点目の、第5次行財政改革以降の取り組みにつきましてのお尋ねでございます。

垂井町におきましては、昭和60年に第1次、平成7年に第2次、平成12年に第3次の大綱を、そしてまた18年には第4次の行財政改革大綱を策定いたし、時代の要請に応じたさまざまな行財政改革を行ってまいりました。さらに、平成26年に策定をいたしました第5次行財政改革大綱では、計画期間を平成28年度までといたし、効率的で満足度の高い行政運営や、安定的で持続可能な財政運営、地域との協働の推進について取り組み、その結果につきましては町のホームページなどで公開をしておるところでございます。

この第5次行財政改革大綱の特徴でございますけれども、これまでの合理化、あるいはスリム化といった量を主体とした改革から、行政サービスの向上や組織力の強化といった質の視点、つまり協働のまちづくり推進のための体制強化といった協働の視点も踏まえて取り組んだものでございます。そのようなことから、計画期間を平成30年度からといたしました第6次総合計画におきましては、計画策定段階で行財政改革の視点も強く意識をいたし、テーマ別戦略のテ

一マ7. 行財政運営の項目、2番、財政運営におきまして、持続可能な健全財政を維持できるよう、事務事業の見直しや選択に向けた取り組みを進めるとともに、行財政改革の視点に立った一般財源と特定財源の確保を図りますと、そのように事項を戦略として定めまして、組織別行動計画で具体的な事業について定めているところでございます。

以上のことから、第6次行財政改革大綱といった計画書につきましては策定をいたしていないところでございます。

しかしながら、6次総でございませうけれども、7-2. 財政運営の戦略の狙いにも記載されていますように、行財政改革を前提といたしましたさまざまな手段を検討いたしまして、一般財源や特定財源の確保を図ることにつきましては、人口減少などの影響による歳入の減少や、社会保障費などの歳出の増加が予想されている財政運営の中で最重要課題であるため、現在、副町長を委員長といたします、先ほども申しましたけれども経営管理委員会の中で、今後の財政状況の見通しや、見直すべき事業について調査研究を図っておるところでございます。

今後におきましては、第6次総合計画がまだスタートしたばかりでございまして、本計画ではKGIという重要目標達成指標を達成するために、KPIという重要業績評価指標を設定するなど、KGIの達成状況によりKPIを見直すなど、新たな取り組みも行っておりますので、当面におきましては第6次総合計画の進捗管理を確実に進めていく中で、行財政改革に関する事項についても取り組んでまいり所存でございますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、2点目の働き方改革の取り組みについてでございます。

働き方改革の取り組みにつきましては、毎週水曜日、そしてまた早く家庭に帰る日である8がつく日のノー残業デーの実施、そしてまたその日にはノー残業デーであることを徹底いたすために、朝礼時の放送のほか、17時と18時15分にはパソコン画面にノー残業デーであることの表示などを行うとともに、退庁指導の巡回なども行っております。また、週休日を確保するために、振りかえ制度の運用なども始めております。

一方、保育園等に当たりましては、パソコンの増設を図ったり、そしてまた各園を回って事務作業をいたします事務補助員を採用するなどの取り組みを行ったほか、負担の軽減も図っております。職員のワーク・ライフ・バランスの確立のためにも、引き続き続けてまいりたいと考えております。

しかしながら、議員も御提言の中にございますとおり、住民ニーズへの対応、そしてまた複雑化、多様化する業務に、職員の業務量の増加に比例して時間数も多くなっていくものと考えております。ノー残業デーなどの取り組みは、意識を変えるきっかけでしかなく、根本的な業務量や効率化を図るものではございません。業務の効率化になりますよう、全体的な改革も重要でございませうけれども、職員の一人一人が日ごろの業務方法などに意識を持ち、小さなことでもみずから積極的に改革を進めていくことも大切というように考えております。したがって、引き続き意識改革を含め取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

続きまして、3つ目の御質問の退職職員の配置についてでございます。

公務員は適用除外となっておるところでございますけれども、民間企業では高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、65歳までの雇用が義務づけをされております。国家公務員では段階的に引き上げられている年金支給開始年齢までは、再任用制度により任用をしていくことが閣議決定されております。

現在、地方公務員につきましては60歳が定年となっておりますけれども、垂井町におきましても定年退職後、65歳までの任用に努めておるところでございます。この定年後の任用に当たりましては、当町では平成29年度までは非常勤職員制度による運用を行っておりまして、その業務は補助的業務としておったところでございますけれども、平成30年度からは国に準じまして、年金支給年齢までは原則再任用制度を活用することといたしました。

フルタイムの再任用制度は非常勤職員とは異なりまして、正職員と同様の本格的業務を行い、あわせて常勤勤務を要する職員として整理をされております。そのため、職員の定数にも含まれますこととなりまして、定年退職者をフルタイムの再任用とした場合には、自己都合退職を除けば職員数は変わらないため、新規採用職員とのバランス調整が非常に難しい現状となっております。しかしながら、御提言にもございましたとおり、これまでの幅広い経験、そしてまた知識を生かすことができるよう、職員の配置は重要と考えており、再任用の短時間制度の運用、あるいは在職職員の配置なども踏まえながら総合的に人事配置を検討していくとともに、再任用職員自身についても、ぜひともモチベーションの維持や現役職員との接し方などの研修も受講させておりますので、引き続き適切な再任用制度の運用に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

その他の点につきましては、それぞれの担当の課長に回答させますのでよろしくお願いたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、藤壇議員の御質問にありました垂井町の電算システムについてと、垂井町の財政状況と個別施設計画につきまして御答弁したいと思っております。

まず、電算システムについてでございます。

垂井町の基幹業務システムであります住民情報システムは、平成18年1月に汎用機システムの運用体制から、現行システムのベースとなるクライアントサーバー型システムに一新し、さらに平成24年2月にはシステム全体の機能強化と機器更新等を実施しながら、今日に至るまで住民情報システムの安心かつ安全な稼働に努めてまいりました。既存システムを更新する採択につきましては、平成27年12月15日の電算組織運営委員会におきまして、番号法制度の施行への対応や、既存システム一新に伴いますイニシャルコストやトータルランニングコストにつきまして検討し、その方向性を決定したところでございます。

議員御質問にもありました住民票1枚当たりのシステム経費の算出につきましては、当町の住民情報システムが住民基本台帳を初め町税、各種保険料等、多様な業務システムの総括的な管理を実現するためのオールインワンパッケージシステムであり、その性質上、住民票発行といった機能の一部を限定したシステム経費の算定は困難でございます。ここでは、前回のシステム更新におきまして実際に比較検討いたしましたシステム導入費用、ランニングコストについてお答えさせていただきます。

岐阜県市町村行政情報センターの総合行政システムへの一新にかかる初期導入費用は、データ転換費用を含めまして1億5,900万円。保守料及び処理料等にかかります年間のランニングコストは7,660万円という試算でございました。町の既存システムの継続利用に当たりましては、サーバー機器更新費用と、既存システム及びデータの再セットアップ費用に伴うものが主な費用であり、保守を含めた年間運用経費は3,771万円という試算結果でございました。

既存システムの継続利用は、新システムの一新と比較しますと、システム開発といった初期投資費用を大きく抑制することができ、あわせまして年間のランニングコストにおきましても大きく節約することが可能であると判断し、既存の住民情報システムを継続利用することと決定し、現在に至ったものでございます。今後の住民情報システムの一新に当たりましては、議員御指摘のとおりシステムのクラウド化の必要性を十分認識し、クラウド実現に向けた問題課題の整理をきめ細かく実施し、効率的かつ効果的なシステム構築の実現に努めてまいります。

また、総務省におきましても、地方公共団体が利用する住民情報システム等の基幹業務システム一新におきましては、外部のデータセンター内にサーバー機能やシステムを構築し、専用回線で接続した業務システムの利用形態、いわゆるクラウド方式への移行を推進しています。

さらに国は、各地方公共団体におきますシステムクラウド導入計画の策定を義務づけており、本町におきましても基幹業務システムのクラウド化を令和3年度中に計画しております。これら計画実現におきましては、情報ネットワークのセキュリティー再設計と、情報連携するそれぞれの業務システムの技術機関、システムライフサイクルを全て調整し、確実な業務システムの稼働と、事務効率や住民サービスの低下を招かない対策が最も必要で重要であると認識しております。

令和3年度におきます既存住民情報システムのクラウド化実現に向けた手法といたしまして、既存の住民情報システムのベンダークラウドの移行や、岐阜県市町村行政情報センターが運用・管理するクラウド型の総合行政システムの移行等を十分視野に入れ、費用対効果等を十分検証し、慎重に進めてまいります。

続きまして、電算システムのお問い合わせの中の3番目でございますが、マイナンバーカードとマイキープラットフォームが連携した場合のシステム更新費用でございます。

国は消費の活性化を図る観点から、一定期間の措置といたしまして、マイキーIDを持つ者が民間のキャッシュレス決済サービスの利用額を前払いすることにより、プレミアムポイントを付与する事業を計画しております。これらプレミアムポイント付与事業等に係りますマイキ

ープラットフォーム関連システムは、国が構築し、運用管理しているものでありまして、今後、プレミアムポイントを付与するための機能を実装するシステム整備によります市町村の費用負担が発生することはないと認識しております。しかしながら、これらの事業は未確定の部分が多くございます。今後、国の動向や詳細な事業展開が示された後、既存システムの情報連携機能が必要となった場合には、慎重に検討し、対応していく予定でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、大きな2点目、垂井町の財政状況と個別施設計画についてでございます。

まず、その中の1点目でございますが、大型事業の実施に伴う財政状況の変化についてでございます。

本町におきましては、平成29年度から垂井こども園の建設、新庁舎の建設、小・中学校空調設備の設置といった大型事業を順次実施し、その財源として町債を発行しております。3カ年の合計39億4,392万円の町債を発行済み並びに発行を予定しております。これから毎年度、公債費が上昇し、財政指標でございます経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率も上昇することにより、今後、投資的経費に回せる費用が減少することが想定されております。しかしながら、第6次総合計画は着実に実行していかなければなりませんので、中・長期的な財政状況を把握し、我々職員一人一人が何ができ、何をすべきなのかをしっかりと考え、これからの行財政運営を行っていかねばならないと考えております。

2点目につきまして、財政状況の変化によります今後の公共施設の改修等への影響についてでございます。

先ほど御説明させていただきましたように、公債費の上昇に伴い投資的経費の減少が想定されますことから、全ての対象施設を短期間で改修することは困難であるため、個別施設計画におきまして位置づけられる改修施設の優先順位が高いものから、順次実施してまいりたいと考えております。

3点目の公共施設管理に係る基金のあり方についてでございます。

公共施設等総合管理計画では、公共施設をこのまま保有し続けた場合、40年間で575億円、年平均14億4,000万円のコストがかかると見込んでおります。議員おっしゃられますように、クリーンセンターの更新など課題に対応すべく、基金への積み立てを計画的に行っていかなければならないと考えております。また、基金の統廃合による機動性の確保は、必然必須であると考えております。今後、公共施設の維持管理のための基金を新たに設け、現在ある基金の整理統合に向け取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、個別施設計画の進捗状況についてでございます。

1つ目の個別施設計画の策定の進捗状況はどうなっているのか、2の公表はいつごろされるのかについてでございます。

これまで建設してまいりました公共施設につきましては、維持管理費の増大が大きな課題となっております。所有する公共施設の現状を把握し、管理の基本的な方針を定めるため、平成

28年度に垂井町公共施設等総合管理計画を策定、施設類型ごとに取り組み方針をまとめました。

平成30年度には、議員御案内のとおり公共施設アクションプランを取りまとめ、個別施設ごとの再編計画を策定するとともに、公共建築物の延べ床面積30%縮減という目標を定め、計画期間2036年度までに順次事業を展開していくこととしております。

今年度からは、施設ごとのより具体的な取り組み内容を計画する個別施設計画の策定を進めることとしており、国からの具体的な策定方針が示されていない中にありまして、垂井町の個別施設計画策定方針、検討の進め方、町民等の参画、財政への反映と平準化方法等について検討を進めているところでございます。その個別施設計画は国からは令和2年度までに策定することが求められていることから、令和2年度中の策定と、その公表を予定しております。

続きまして、財政状況の変化が計画にどの程度影響を及ぼす恐れがあると考えているかにつきましては、今後、公共施設の全てを保有し続けることは財政上困難となることから、現状の各施設が果たしてきた役割や機能を再認識する中で、質的向上、機能転換、用途変更、複合化・集約化、運営形態の見直し、廃止や撤廃などを検討するなど、財政収支を意識した事業化を図ることで将来にわたります財政負担の軽減と平準化を図ることを目的に、総合的な管理を実施することとしております。これらのことから、当町を取り巻く社会情勢や人口構成、財政状況等の変化に応じて、公共施設等総合管理計画やアクションプラン、個別施設計画を一定期間ごとに数値目標等に照らして取り組みを評価、必要に応じて適切に見直し、改定していくことが重要であると考えております。

以上、藤埴議員の御質問の答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 制限時間に達しましたので、これで質問を終わりにしてよろしいでしょうか。答弁までさせていただきますので。

会計管理者 中嶋努君。

〔会計管理者兼会計課長 中嶋努君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（中嶋 努君） 私からは、1点目の垂井町電算（情報システム）についてのうち、4つ目のキャッシュレスによる町税などの支払いに対応する考えがあるのかについてお答えさせていただきます。

政府の日本再興戦略において、2020年の東京五輪開催に向けてキャッシュレス決済を普及させ、利便性や効率性の向上を図る方針が示されております。これには公的分野での電子決済利用拡大という項目が含まれています。また、未来技術×地方創生検討会の中間取りまとめにおいては、未来技術をまち・ひと・しごと創生の横断分野として位置づけ、これを強力に推進するとし、未来技術で実現する将来像の一つにキャッシュレス社会の実現が上げられています。

カードを使った電子決済の基本的メリットとしては、迅速性、経済性、安全性が上げられます。公的分野における電子決済も、日本ではまだこれからと言えますが、税金の徴収などにおいて電子決済の利用が拡大すれば、その基本的メリットを享受でき、効率性の向上が期待で

きると考えております。

県内においては、岐阜市、大垣市など8市町でキャッシュレス決済が導入されています。国の動向も注視しつつ、財政状況も考慮し、調査研究していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） それでは、5番議員の質問を終了いたします。

7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 7番 中村ひとみでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして3点にわたって質問を始めさせていただきます。

まず初めに、LGBTに対する理解と対策についてお伺いいたします。

昨年夏、LGBT、性的少数者を支援する市民団体「ぎふ・ぱすぽーと」の共同代表であり、当事者でもある方の講演を聞いてまいりました。LGBTとは、同性愛者や性同一性障害などの頭文字をとった総称です。講演をされた方は、世間の無理解ゆえに、長年LGBT当事者として紆余曲折の人生を強いられてきたのですが、それでも自分の心に正直に生きたいと、60歳のときにやっとカミングアウトすることができ、現在71歳、今本当に晴れやかな毎日ですと笑顔で語っていました。初めて当事者である方のお話を直接聞いたことで、私自身、性の多様性への理解がとても深まりました。と同時に、この理解の輪を地域社会に広げていくことがとても重要であると実感をいたしました。

ここで、LGBTを正しく理解していただくために少し説明をさせていただきます。

さて、LGBT層がどれぐらいの割合でいらっしゃると思われませんか。さまざまな調査結果からは、日本の人口の約8%に該当するとされています。この数字は私の予想をはるかに上回るもので、正直驚きました。この割合からいけば、垂井町内においてもLGBTの方が皆無であるとは言い切れません。

また、LGBTに対する次のような意識改革がとても重要だと思ったのですが、それは、LGBTというのは育て方や環境といった要素で起きるものではないということです。そして、みずからの性の違和感が、どんなに頑張っても決して消えないということです。もともと多様な性の存在があるのです。性別は男性と女性のどちらかしかないという従来の社会的概念がそもそも間違っているのです。つまり、性別のカテゴリーは複数あるということです。このことは広く認識していかなければならないと思います。

次に、当事者の方の日常ですが、多くは周囲を気にして自分の本当の気持ちを隠し、閉じ込め、苦痛の日々を過ごされています。そして、勇気を出してやっとカミングアウトし、自分の気持ちに正直に生きようとしても、社会の差別や偏見から、やはりつらい思いをされているのが現実です。しかも、当事者の方の9割は誰にも相談したことがなく、また3人に2人が自分の将来が描けず、自殺を考えたことがあると言われていました。私たちが想像できないくらい



の深い苦しみを背負っている状況を知りました。

大人でも耐えがたい、こんなにも重い悩みを、もしも子供が親にも誰にも相談できず、たった一人で抱えているとしたらどうでしょうか。なぜ子供がといますと、自分の性的指向の違和感や自身の性の認識に気づくのが、小学生や中学生のころが多いからです。子供たちからこんな声があります。私は本当に親が大切で大好きなので、自分がカミングアウトすることで親が親としての自分を責めてしまうことや、もし親に否定されたらと思うと耐えられないとか、制服を着たりプールや着がえが嫌で学校に行きたくないとか、異性愛が普通と教科書に載っていたのを読んで、自分は普通ではないんだ、普通にしなきゃいけないんだと思った、けどなかなか普通になれない、とても苦しいなどです。LGBT当事者の子供や、まだ自覚していない潜在的当事者の子供が存在する可能性を思うと、教育現場において教職員の皆さんに正しい知識を得ていただき、誰にも話せず一人悩んでいる子供を的確にキャッチすると同時に、心ある対応で支えとなってあげられることが求められます。このようなことから、現場における教職員向けの対策についてお尋ねをいたします。

次に、行政窓口にはさまざまな方が手続に相談に来られます。そうした中で、LGBT当事者の方々は、偏見を持って見られるのではないかなど、さまざまな不安を抱いておられると考えられます。そのような当事者の気持ちを理解した上で適切に対応していただかないと、窓口でさらに傷つけてしまうことになりかねません。自治体によっては、講習会の実施をされているところもあります。また、LGBTなどの性的少数者に配慮した行政窓口での対応手引書を職員の方々に配付しているところもあります。本町における対策がありましたら、お聞かせください。

次に、LGBTの方々に配慮して、印鑑証明書を初め、性別欄を必ずしも記載しなくてもよい各種証明書から性別欄削除への動きが他市町でも広がりを見せております。印鑑証明書に対しては条例改正が必要となります。本町においても、今議会において性別欄を削除する条例改正案を提出されているところでもあります。対象となる証明書の具体的な内容をお伺いいたします。

続きまして2点目、乳幼児健診における小児がんの早期発見についてお伺いいたします。

我が国では、小児の死亡原因の第1位ががんとなっています。小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など、成人のがん患者とは異なる課題を抱えています。小児がんの発症数は年間2,000から2,500人と少ないのですが、小児がんを扱う医療施設は全国に200程度しかなく、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験の乏しい中、小児がん患者は適切な医療を受けられないことが懸念されているのが現状であります。

国では、昨年より全国15カ所に小児がん拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っているところでもあります。そこで、小児がんの早期発見のための本町としての取り組みをお聞かせください。

小児がんの中には、網膜芽細胞腫という目のがんがあります。発症は出生時1.5万から1.6万

人に1人と少ないですが、このがんは5歳までに95%が診断されており、この多くは家族が子供の目の異常に気づき、受診に至っています。素人でも病状に気づきやすい小児がんとも言えます。腫瘍が眼球内にとどまっている場合は、眼球を摘出しないで可能な限り残す方法で治療することが多いと言われており、そのために早期発見が重要なことは言うまでもありません。網膜芽細胞腫は、白色瞳孔や斜視の症状があらわれるので、これらを乳幼児健診でチェックできれば早期発見につながるができるのです。そこで、乳幼児健診の医師健診アンケートの目の項目に白色瞳孔を追加してはいかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

最後に、聴覚障がい者等の緊急通報についてお伺いいたします。

聴覚に障がいのある方だけでなく、全ての障がいをお持ちの方々に社会参加を促進するため、その支援策やコミュニケーションの進展など、私は常々気がかりに感じております。聴覚障がい者の方や、病気などで言語機能に障がいを生じ、会話が困難な方々が、突然緊急を要する事態に陥ったとき、119番通報など緊急通報について、まず現状を伺ってまいりたいと思います。聴覚障がい者の方等が緊急通報の場合、現在どのような方法がとられているのかお伺いいたします。

総務省では、言葉ではなく音声以外の緊急通報、簡単な操作で素早く緊急通報ができる緊急通報システムの拡充を検討されると聞いております。誰もがもしものとき、緊急搬送を必要とする状態に陥ったとき、119番通報して救急車を呼ぶことができることは、大変大きな安心となります。聴覚・言語障がい者の方も安心して緊急時の対応をとることができる対策の一つとして、インターネットを通じ、スマートフォンの画面タッチで119番通報できるNet119緊急通報システムでございますが、既に導入している消防機関も数多くあると聞いております。緊急時に画面を押すだけで救急車や消防車を呼ぶことができるシステムであります。

Net119は、音声による119番通報が困難な聴覚・言語障がいの方が円滑に消防署へ119番通報できるシステムです。加古川市消防本部でも、以前は聴覚障がいの方から通報はファクスでのやりとりだったそうですが、スマホやタブレットからチャットの要領で文字による通報が可能になりました。また、旅行中など自宅にいなくても通報でき、GPS機能で本人の位置の設定も可能です。総務省が推奨し、全国で普及が進んでいるNet119緊急通報システムを、本町でも導入すべきではないかと考えます。

総務省のホームページによりますと、岐阜県内の状況は2020年度までに導入予定のところが多治見市、飛騨市、養老町以外はほとんど導入予定ということであり、本町も導入予定となっておりますが、2020年度まで1年もありません。その進捗状況をお聞かせください。

以上、3点にわたる私の一般質問といたします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 水野忠宗君。

〔学校教育課長 水野忠宗君登壇〕

○学校教育課長（水野忠宗君） 中村議員の1つ目の質問、LGBTに対する理解と対策について、現場における教職員の対策はどのようにされているかについてお答えをさせていただきます。

す。

総務省から出されている17の人権課題の中に、性的指向、性自認を理由とする偏見や差別をなくそうというものがあります。垂井町は生命と人権の尊重を基盤とした知・徳・体の調和を大切にした教育を進めておりますので、これらの人権課題の解決に向けて努めてまいりたいと考えております。

各学校においては、これまでも児童・生徒の悩みに寄り添うため、一人一人に生活アンケートを実施するとともに、学級担任が個別の教育相談を実施しております。場合によってはスクールカウンセラー、スクールアドバイザー等がカウンセリングを行ったり、サポートチームの派遣やケース会議を行ったりするなど、学校における相談体制を充実するとともに、子供の悩みに寄り添う指導、助言に努めているところです。同様に、性同一性障害、性的指向、性自認に係る児童・生徒の悩みがあれば、早期に発見するとともに、子供たちに寄り添い解決してまいりたいと考えております。

また、文部科学省からは平成28年4月1日付で、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について、教職員向けの手引書が各学校に届いております。こちらがその手引書になっています。この手引書には、学校現場がLGBT、性同一性障害等に係る児童・生徒への適切な対応ができるようにするため、教職員の疑問や学校での生活場面での対応の事例、LGBTに係る児童・生徒への配慮と他の児童・生徒への配慮との均衡をとることなど、学校現場の直面する課題と解決方法など、具体的にQアンドA形式でまとめられたものでございます。町教育委員会としましては、職員等の研修等で活用するよう周知しているところでございます。今後も各学校でこれらの資料を活用し、教職員に対する研修を行うよう指導してまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、中村議員の御質問の大きな1点目、LGBTに対する理解と対策の中の2つ目、行政窓口における対策と、3つ目、各種証明書から性別欄を削除することについて答弁させていただきます。

まず、行政窓口における対策についてでございます。

行政の窓口には、LGBTの方以外にも高齢者の方、また障がいのある方など、さまざまな方が手続や相談にお見えになります。垂井町第6次総合計画、人権分野の主要課題であります人権尊重の環境づくりに積極的に取り組んでいるところでもあり、当然のことながら窓口に来られた方につきましても、来庁目的、事情に十分配慮した接遇に努めているところでございます。

窓口での対応につきましては、LGBTの方への配慮も含め、原則名字や受け付け番号でお呼びし、性別や関係性を決めつけるような表現を避けるため、例えば夫や妻ではなく配偶者に

言いかえるなどの配慮を行っております。

また、在職年数の短い職員は、順次LGBTを含む人権尊重に関する研修を受講し、知識・理解を深めるなど人権意識の向上に努めております。あわせて、新庁舎ではプライバシー保護のため窓口の間仕切りを設置しましたり、個別対応が可能な相談室を設けてございます。

議員の御質問にありました行政窓口での対応手引書などはございませんが、人権に関する研修などを通して、固定観念や先入観、偏見を持たず、正しい知識を深めていく中で、今後も窓口対応の向上に努めてまいります。

次に、各種証明書から性別欄を削除することについてでございます。

窓口で発行いたします各種証明書といたしましては、税関係の証明書、戸籍・住民基本台帳関係の証明書がございます。このうち性別欄があるものには、戸籍謄・抄本、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書がございます。印鑑登録証明書につきましては、今議会におきまして男女の別欄を削除することとした印鑑条例の一部を上程させていただいております。戸籍謄・抄本や住民票の写しにおきましては、男女の別を必ず記載することとなっておりますが、住民票記載事項証明書につきましては、申し出により男女の別を記載することなく証明することができとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、2つ目の御質問、乳幼児健診における小児がんの早期発見についてお答えをさせていただきます。

初めに、小児がんの早期発見のための本町としての取り組みについてでございます。

小児がんの多くの初期症状が、ほとんどの場合が特別なものではなく、発熱や嘔吐などの風邪のような症状から発見される場合も少なくございません。こうしたことから、保護者や家族の方に対し、乳幼児の日ごろの体調や身体の状態の把握をお願いするとともに、平常時とは異なる容体であると感じた場合は、速やかに医療機関へ受診をするよう促しているところでございます。

また、保健センターで実施しております4カ月、10カ月、1歳6カ月及び3歳での乳幼児健診におきましては、保健師による問診から始まり、医師による診察、診察後、その結果を踏まえて再度保健師からの聞き取りを行い、また保護者からの相談内容にも重点を置き、小児がんも含め乳幼児が発症するあらゆる疾患の早期発見に努めているところでございます。

次に、乳幼児健診時において目の疾患である白色瞳孔を追加する御提案でございます。

現在、乳幼児健診時における医師の診察は、頭部から足先まで体全体について診察を行っております。また、目につきましては、白色瞳孔を含め、眼振や斜視など多くの項目についての診察を行っているところでございます。また、保護者に記入していただく問診票の視覚に関する内容といたしましては、白色瞳孔に特化したものではなく、目つきや目の動きで心配なこと

はありますかという目全体の状態を確認していただく質問内容となっており、その問診票をもとに保健師が聞き取りを行う中で、疾患につながるような回答があった場合は、保護者に対し再度詳細の聞き取りを取り組んでおるところでございます。また、母子手帳の保護者記録欄にございます白色瞳孔の有無を確認、あわせて乳幼児に対しては、相対して視線を合わせ、目の様子を直接確認しているところでございます。

少子化の中、せっかく生まれてきてくれた命、かけがえのない命。保健センターで実施しております乳幼児健診につきましては、小児がんはもとより他の疾患につきましても早期発見・早期治療につなげていく重要な事業であると認識しておりますので、事業実施に当たりましては必要に応じて問診内容の見直しを行うなど、引き続き適正に実施してまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） それでは、中村議員の3つ目の御質問、聴覚・言語障がい者等の緊急通報システムにつきましてお答えさせていただきます。

まず1点目の御質問、障がいのある方が緊急通報する場合、現在どのような方法がとられているかでございます。

現在は、メール119とファクス119を平成17年より消防本部で運用しているところでございます。しかし、障がいのある方から登録を申請していただかないと受信ができないため、個人情報の観点から一方的に障がいのある方を把握することができず、登録されている方は現在お見えになっていないのが現状でございます。

次に、2点目の御質問、Net 119緊急通報システムの導入と進捗状況についてでございます。

総務省、消防庁では、来年までに外国人、障がいのある方に対応するための取り組みとしまして、三者間同時通訳、Net 119緊急通報システム、多言語音声翻訳アプリの導入を目指しておりまして、現在、三者間同時通訳と多言語音声翻訳アプリの運用を開始しております。Net 119緊急通報システムのみが未導入となっておりますが、これは各消防本部ごとに整備するより県単位で整備してはどうかという意見がございまして、この動向を見きわめている状況でございます。

実際に三者間同時通訳と多言語音声翻訳アプリにつきましては、県の指導により導入された経緯がございます。Net 119緊急通報システムは、先ほどのメール119と同様に登録が必要であること、多くの障がいのある方には介助者が存在すること、そして119番システムといたしまして、無言の通報があった場合は必ず救急車を出勤させることとなっているため、不自由を感じる方が少ないことから、導入のおくれの理由でもあると考えております。また、同規模の導入消防本部によりますと、運用実績はほぼないとしております。

なお、本町は常備消防に関する事務全般を不破消防組合で行っておりますので、119番の受

信に関する業務も消防本部所管となっていることから、今回の答弁に基づきまして、本町からも組合に対しまして予算措置等も含め働きかけを行い、障がいのある方の安心安全のために対応していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） まず、LGBTについて再質問をさせていただきます。

証明書の性別欄の削除についてお話をいただきましたが、例えば関市においては、昨年8月にいち早く印鑑証明書の性別欄の削除を決定され、また77に及ぶ公文書に記載の性別欄もあわせて削除をされたところであります。証明書以外にたくさん、アンケートとかもろもろ申請書とかあると思いますが、それに関して本町といたしましても、性別欄の記載があるものの中で不要であると思われるようなものが削除ができるのではないかとと思いますが、そういう方向へ推進していくべきではないかと思いますが、その点お考えをお聞かせください。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 男女の区別、表記を取るという御質問でございます。

十分検討をしていく方向で庁内調整していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 続きまして、小児がんに関する質問ですが、乳幼児健診で町として大変事細かに健診をされているということで、安心をしたところでございますが、要するに後半で申し上げました網膜芽細胞腫というものに関しては、小児がんということで、かかるべき診療科は小児科ではなく眼科になるんです。それが、子供が小さい間は、親というのは何か病気になりますと小児科のほうに連れていくことが多いんですが、この病気をホームページとかで周知している自治体がございます。我が町としても、早期発見につなげるためにもそういう取り組み、何らかの形で周知を図ることが大事になってくると思いますが、その点だけ、1点だけ質問させていただきます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 議員申されます網膜芽細胞腫というのは、網膜に発生する悪性腫瘍の一つでございます。先ほど御質問にもございましたが、出生時1万5,000人から1万6,000人に1人という数が大変少のうございますが、こういった中で議員から御提案ございました病気についての周知につきましては、おっしゃられたように他の自治体の動向、取り組みを踏まえまして、垂井町でもそういった形で取り組める状況でございましたら、前向きに進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（後藤省治君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 以上をもちまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） ただいま10番の木村千秋を御指名いただきまして、お許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めさせていただきたいと存じます。

今回は、垂井町の課題の中でも多くのお声を寄せていただいております、公共施設に関することについて質問をさせていただきたいと存じます。

なお、本日の冒頭、1番議員と4番議員、内容が重なる点もございますが、それだけ関心の高い課題ということで、そのように捉えさせていただきまして、私なりの質問ということで御承知おきをいただければと思っております。

垂井町が保有する公共施設建築物は、2016年度で垂井町公共施設等総合管理計画、こういった分厚いのがございますけれども、このベースでは、上下水道施設等のインフラ関連建築物を含めて164施設あります。ここで取り上げる公共施設は、主に旧垂井町役場、旧垂井東保育園、旧垂井幼稚園、旧けやきの家、中央公民館、蜂焼倉庫であります。これら用途廃止をされた施設については、その後をいま一度、利用のある施設はそのあり方を確認の意味で順次お尋ねしてまいります。

さて、早野町長が変えてはならない、大切だよと繰り返しお話しされている垂井町第6次総合計画、こちらもこのような分厚い冊子がございますが、そして先ほどお示ししました垂井町公共施設等総合管理計画をもとに立てられております垂井町公共施設アクションプランを中心に、わかりやすく質問を進めてまいりたいと存じます。

ちなみに、こちらのアクションプランは、平成30年度に372万6,000円の予算を投じまして策定をされております。総務省通達を受けての計画ということ、また点在する諸計画についての洗い出しにも取り組まれたと、担当課より丁寧にお聞かせをいただいております。一方で、諸計画、特にこちらのアクションプランにつきましても、町民皆様に細部まで周知徹底が図られていないのが現状であります。しかしながら、このアクションプランに掲げてある全ては決定事項であること、大変重要なことでもあります。機会を捉えての丁寧な説明がない限り、これら公共施設がどうなっていくのかという不安や疑問が絶えることはありません。

では1点目、このアクションプランにお示しのある長期、今後40年の再編計画は決定事項であると聞き及んでおりますが、いつどのような手段で周知をされたか、確認の意味を含めましてお尋ねをしてみたいと思います。

どんどん進めてまいります。

垂井町の将来像が描かれているこのアクションプラン、人口は減少し、税収も減る、公共施設はこのまま維持はできないので統廃合、ますます寂しい垂井町になりますよと。垂井町にも押し寄せている人口減少問題。垂井町の40年後の人口は約7,000人減りますよとの試算が示されております。ネガティブになりがちなこちらのプランではありますが、新庁舎建設事業に伴い、これまでの垂井町を公共施設からしっかりと見直し、シンプルでわかりやすい、新しくて優しい魅力ある垂井町につないでいくことができるプラン、こう捉えていくのも一つかと存じます。子供たちの将来の負担が極力抑えられる、そうポジティブに考え、不安払拭、疑問解決に向けて活用していきたいものであります。

そこで2点目、町民皆様の関心が非常に高い垂井町旧庁舎敷地等についてお尋ねをしていきたいと存じます。

垂井町現庁舎敷地等活用基本構想、これは572万4,000円で策定された冊子でございます。今となつては、先ほども町長さんも同じ認識かと思いますが、旧庁舎と考へなくてはならないのだろうと存じます。

こちらは平成31年3月、当時の議会にお示しになりました。構想の冒頭には、庁舎の移転建てかえは、現在の敷地を中心部の活性化に有効に活用することと両輪で進めることが重要と掲げられております。そして、少し前の平成29年にお示しのあつた、先ほどもお示ししましたが、垂井町公共施設等総合管理計画の中でも、庁舎の移転・建てかえは、現在の庁舎の敷地を本町中心部の活性化に有効活用することが前提であると、繰り返し確認するかのよう、必ずや庁舎跡地を活用して町の中心部対策は取り組みますよとのお約束があるんですね。

寂しくなる一方だった垂井の町の中でございます。中山道の道路整備のお声も上がっている中ではございますが、そういった積極的な取り組みは大変ありがたいことですし、垂井の中心部からまたわくわくできる垂井町になるのではと大いに期待も寄せられます。

国も公共施設を見直せよと叫び始めた昨今、今回の新庁舎建設に当たっては、国からの機能緊急保全事業を大いに活用されての取り組みだったとお聞きをいたしました。これからも我が町に極力負担のないよう、こうした財政措置等大いに支援を受けながら、公共施設のスクラップ・アンド・ビルド、積極的に取り組んでいくにはとてもいいタイミングではないかと御提言申し上げます。

そして、一步踏み込んで御提言申し上げるならば、隣接する中央公民館についても敷地等とされ、同時にどうしていくのかお考へを持っていないといけない施設であります。ここにお示しは、耐震性能がなく、今後8年後には用途廃止を決定。庁舎移転した現在も、まちづくりの拠点としてはその機能を残されており、そのあり方が問われるところでもあります。



前町長下では一丁目一番地だったまちづくりセンター事業。庁舎移転とともに、新庁舎へその機能が移るものと思っておりました。そして同時に、敷地等で明確なお示しがいただけるだろうとも。館長やセンター長、貸し館事業等さまざまな兼ね合いがあろうかと思いますが、中央公民館としての機能がどこで保たれるのか、今後の中央公民館はどのようなべきなのか、解決しなければならない疑問が多く残ります。中央公民館は、町民の皆様に広く利用のある施設であり、安心・安全に御利用いただかないといけません。ただ用途廃止とのお示しは、周辺住民の皆様にとっても、御利用の方々にとっても不安でしかない。

そこで、この敷地等計画には、どこで中央公民館のその機能を持たせていくおつもりなのか、伝統ある垂井祭りや中山道を中心とした活性化対策、空き家対策も兼ねて、中心部に人々が集えるにぎわいをとのお考えがあるならば、計画も含めて具体的にお示ししたいと存じます。例えば、県内土岐市、31年3月に新庁舎が完成し、翌月4月には旧庁舎の解体に入られ、旧庁舎の跡地は多目的広場となり、公用車車庫や災害時の防災拠点として活用されていくとのことであります。垂井町と同じく53年経過した建物でございます。計画を持った早い対応であります。

繰り返し申し述べさせていただきますが、新庁舎構想の際、旧庁舎対策は両輪だ、前提だと繰り返しお示しがあります。だとするならば、旧庁舎敷地等に対して既に明確な計画を持っていないといけません。例えば、1番議員の質問の答弁では、今年度ようやく取りまとめていくというようなお示しが少しさっきあったかと思いますが、明確なものとはなかなか捉えられなかったということがあります。例えば、令和元年9月に移転しましたね、こちらに。そして、令和2年3月に用途廃止していきますよとか、令和2年8月には解体しますよ、令和3年跡地売却しますよなのか、令和元年9月に移転しましたね、令和2年4月町民多目的広場へ用途変更しますよ、改修工事着手は令和2年9月にやりますよとか、いろんな工事完成ですよとか、10月供用開始ですよとか、そういったのを示さないといけません、これは非常にわかりやすい。両輪が前提ならば、目に見えた何かしらの動きがないといけませんのではないのでしょうか。そう、動きといえば、今年度は、庁舎跡地等活用基本計画策定業務委託料900万円と垂井町現（旧）庁舎跡地等活用のあり方検討委員会報償費で25万円。あり方検討委員会においてはメンバーを限定され、今年度は7月に1回開催実績がとおりとのこと。そうして先ほど御答弁にありましたように、順次開催の計画を持っていらっしゃるかと。

そこで3点目、この委員会では、どこまで踏み込んだ御議論があったのか、具体的にお聞かせいただきたいと存じます。

そして4点目、旧垂井幼稚園、旧東保育園、旧けやきの家。旧けやきの家に関しましては、旧けやきの家は1954年の建築から65年経過しています。用途廃止をされ、除却と具体的なお示しがあります。一方で、固定資産の除却には使用をやめて倉庫などに置いておくことも意味していますし、一方では、一般的には取り除くという意味で使っていくことが多いかと思いますが、ここまではわかりやすいですね。

さらにわかりやすくするならば、その言葉の持つ意味からする除却後の、きっと更地になるであろう、どうしていくのか、結果どうなったか、ここまでやらないといけない。唯一、用途廃止後、除却とお示しのある旧けやきの家と、単なる用途廃止済みと、お示しの2施設のその後はどのようなお考えがあるのか、お尋ねをさせていただきたいと存じます。

当然、取り除くにしても税金を投入して除却していくのですから、一方ではそこから何か生み出すことも考えていかななくてははいけない。立地条件のいいところにありながら、もったいない現状をいま一度真剣に考えていく必要があると御提言申し上げます。

立地条件のいいところといえば、現在利用のある施設にも言えることであり、駅近で垂井町東神田にある蜂焼倉庫であります。蜂焼倉庫は、皆さん御承知のように、以前、給食センターでしたね。1968年に建設され、垂井町給食センターとして役割を果たしてきました。その施設、設備の老朽化、もしくは児童・生徒数の変動からだと思いますが、1988年に新たな給食センターを建設されました。その後は、用途変更されたのか、倉庫として活用すること約30年。アクションプラン中には、多用途施設への統合と示されております。蜂焼倉庫のある場所は、アクセスや垂井町内でも大変人気のあるところで、蜂焼倉庫はその土地の本来のあるべき姿なのかと。このたびの庁舎移転で、庁舎の近くにもなり、駐車場問題を抱える新庁舎には何かしらの利用価値がありそうですよね。

質問の5点目としましては、こうした公共施設には、その施設が置かれている環境に合った利用がされているのかをお尋ねさせていただき、垂井町の公共施設に対します町長のお考えをお聞かせさせていただきたいと存じます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 木村議員の公共施設について、まず第1点目のお尋ねの公共施設のアクションプランについて、いつどのような手段で周知をされたのかにつきましてお答えを申し上げます。

町民の皆様への周知につきましては、公共施設アクションプラン、これは案の段階で、庁舎のロビー、そしてまた中央公民館の情報公開コーナー、それから各7地区のまちづくりセンター、そして文化会館、タルイピアセンターの閲覧場所にて設置をいたしまして、パブリックコメントを平成31年2月4日から2月28日までの間、実施いたしましたところでございます。あわせて平成31年2月号の広報にも掲載をいたし、町民の皆様からの意見を募集しながら、公共施設アクションプランの周知と取りまとめを図ってまいりました。

このパブリックコメントには、6名の方から7つの御意見をいただきまして、その内容と回答につきましては、垂井町のホームページに掲載をいたし、町民の皆様への周知を図ってきたところでございます。

また、このアクションプランについて、自治会の総会で議論が交わされた地区がございまして、総会内で出されて意見を取りまとめていただき、パブリックコメントを通じて御提出いた

だいた地域もございました。

議員からも一般質問を通じまして、特に用途廃止の施設につきましては、過去の歴史的背景から見て、地元理解が得られるような対策が必要であるとの御提言もいただいております。

これから策定をいたします個別施設計画の検討を進めるに当たりましては、特に地域に根づいた施設や町民の皆様や各種団体の皆様が利用されている施設につきましては、垂井町としての考え方や取り組み内容について御理解をいただけるように努力してまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、庁舎の跡地の活用について、それから3つ目に、あり方検討会等の御質問もございしますが、私のほうからは、2番目の庁舎跡地活用についてお答えを申し上げたいと思います。

既に御案内のとおり、平成30年度に策定をいたしました現、旧になっておりますけれども、庁舎の敷地等活用基本構想の中で、庁舎跡地の6つの活用方針と活用理念を決定いたし、庁舎跡地は町内の諸施設との機能連携を図りながら、日常、非日常ともに安全に多種多様な利用ができる場とすることによりまして、垂井町の中心部に新たなにぎわいを創出するとしておるところでございます。

この活用方針と活用理念に基づきまして、今年度は敷地や建物の規模、そして導入すべき機能、旧庁舎建物の活用の可能性、それから概算予算規模等の検討を進めまして、具体的な活用方針を基本計画として取りまとめてまいります。

このため、御質問の基本計画の具体的な内容につきましては、現在検討が進められておるところでございます。基本計画の方向性がまとまった段階で御報告をさせていただきたいと、そのように思っております。ただ、平成28年度からの皆様との議論の中で、町民の皆様や議員の皆様から庁舎跡地の活用について貴重な御提言を数多くいただいております。基本構想の6つの活用方針にあわせまして、その一部をこれから御紹介させていただきたいと思っております。

まず、町民、地域住民が集い交流できる場としては、こういった御意見がございました。映画や習い事の発表ができる小ホール、全天候型の幼児から高齢者までが交流できる場所、若者も高齢者も和める喫茶店、おもちゃ病院、美術館、そしてまたスポーツ施設、学習センター、児童館などの意見がございました。

次に、若者、子育て世代を中心とした幅広い世代の住宅の確保では、若い世帯が入る集合住宅といった御意見、そしてまた子育て支援付きの住宅などの意見もございました。

次に、歴史・文化を体験できるお祭り広場と観光サービス施設等の確保の方針につきましては、楽市楽座、それから垂井町の全てを紹介する建物、観光案内施設、歴史・文化ミュージアム、曳山会館などの意見もございました。

地域の安全性を高める防災広場の確保につきましては、災害時の避難場所としての広場、それから備蓄施設等兼非常用の利用施設、または体験施設などの意見がございました。

新たな集客施設の確保、イベント等への対応につきましては、垂井の文化、文化財を生かした交流イベント拠点、そしてまたフリーマーケットなどができるスペース、サンデーマルシェ

などの意見がございました。

空き家等を活用したにぎわい創出施設の確保につきましては、民泊利用、それから宿泊所の設置などの御意見がございました。

以上述べましたほかにも多くの御意見をいただいておりますけれども、これまでの検討、経緯も含めまして、全て垂井町のホームページに掲載をさせていただいておりますので、機会がございましたら、一度ごらんいただきたいと思います。

一方、議員の皆様からも一般質問でもございましたけれども、観光のための展望タワーの建設、それから物販、飲食、休憩、トイレ等のサービス施設、曳山展示場、災害時の避難施設、中央公民館まちづくりセンターの施設、社会福祉協議会、商工会等の集積、水と親しむことのできる公園、企業や観光客が利用できるホテルの誘致などの御意見も御提言いただいております。

以上のように、基本計画ではこれらの意見を踏まえまして、具体的な方向性についてこれから整備をいたす考えでございますので、よろしくご意見申し上げます。

なお、3点目の庁舎跡地等活用のあり方検討委員会の第1回での委員会では、どこまで踏み込んだ議論があったのかにつきましては副町長から、そしてまた4点目、5点目につきましては総務課長から回答をさせていただきますので、よろしくご意見申し上げます。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○副町長（片岡兼男君） 木村議員の質問のうち、3点目の質問、あり方検討委員会の議論の内容については、私が庁舎跡地等活用のあり方検討委員会のメンバーでございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

庁舎跡地等活用のあり方検討委員会の第1回委員会では、どこまで踏み込んだ議論があったのか、策定業務の進捗状況とあわせて具体的な内容はといった御質問でございますが、第1回委員会は、令和元年7月10日に開催いたしております。議事内容は、委員長、副委員長の選任、委員会への依頼事項、委員会での検討事項、スケジュールでございました。

検討事項としましては、背景と目的、検討経緯、地域特性の整理、上位関連計画等の整理、庁舎跡地等の現状、現状と課題について、昨年までの検討の再確認の意味を含めて議論をしていただきました。

委員からの意見を一部御紹介したいと存じます。旧庁舎をリノベーションするののかといった意見とか、垂井町全体で考えるのか、垂井地区で考えるのか、また垂井駅とのつながりの中での位置づけをどう考えるのか、予算規模の裏づけはあるのか、機能の中には議論の過程で付加したり削ったりできる機能と、絶対必要な機能とがある。また、周辺の公共施設のあり方というものも踏まえた考え方が必要である。また、垂井地区の皆様のご利便性も当然考えなければならない。中山道沿いの古民家をリノベーションして、公共施設を入れることも考えられる。公共施設の箱物と機能を別々に考えるべきである。跡地活用という枠を超えた町全体のまちづく

りの話になってしまう。あり方検討委員会としてどの範囲で議論するのか整理が必要など、多岐にわたった意見が出され、活発な議論が行われました。

詳しくは、第1回あり方検討委員会の議事録、こちらのほうをホームページで公開しておりますので、機会がございましたらぜひごらんいただきたいと存じます。

町としての考え方につきましては、さきの質問でも回答させていただいたとおり、あり方検討委員会での議論を進めるに当たって、まずは町として公共の視点から求められる導入施設と機能、旧庁舎建物の活用の可能性、概算予算規模等について10月中旬をめどに、町職員で組織する検討委員会で検討し、整理して町としての考え方を第2回あり方検討委員会に提出する予定としています。その後、町民ワークショップ等を順次開催し、町民の皆様からの意見を集約し、取りまとめを図りながら、あり方検討委員会において基本計画（案）をまとめていただくこととしておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、木村議員の公共施設についての4点目の旧けやきの家と旧垂井幼稚園、旧東保育園の2施設のその後はどのような考え方があるのかという御質問に答弁をさせていただきます。

けやきの家につきましては、平成31年4月から旧垂井西保育園に移転して運営が開始されており、もとのけやきの家の建物は用途廃止され、現在は普通財産として管理しております。

その建物は、昭和29年の建築で、木造平家建て、延べ床面積は189.08平米でございます。公共施設アクションプランでは、議員御案内のとおり除却として整理しており、建物の状況から見て取り壊す必要があると考えております。

御質問の除却後の土地をどうしていくのかにつきましては、まだ結論に至っていないため、現時点でお答えすることはできませんが、議員御指摘のとおり立地条件のよい土地でございますので、売却していくか否か、早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

旧垂井幼稚園、旧東保育園の2施設につきましては、平成30年度に用途廃止され、現在は普通財産として管理しております。

旧垂井幼稚園は平成6年の建築で、鉄骨づくり平家建て、延べ床面積675平米、旧東保育園は昭和54年の建築で、鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積は1,056.96平米でございます。旧東保育園につきましては、耐震性能を満たしていないため、建物を再利用する場合は耐震補強をする必要がございます。一方、旧垂井幼稚園は新耐震基準を満たしているため、用途に応じた改修をすれば、比較的他用途にも使いやすい建物であると考えております。いずれの施設もどのように活用していくのか、まだ結論には至っておりませんが、令和2年度までに策定する公共施設の個別施設計画や現在策定中の庁舎跡地等活用基本計画の議論と、財政状況等を見きわめながら検討を進めてまいります。

続きまして5点目、公共施設にはその置かれている環境に合った利用がされているのかの御

質問でございます。

御指摘の蜂焼倉庫の環境から答弁をさせていただきたいと思います。

蜂焼倉庫につきましては、昭和43年の建築で、鉄骨づくり平家建て、延べ床面積は560.66平米でございます。議員御案内のとおり、給食センターを用途廃止し、現在は倉庫として使用しております。学校給食の調理室でもあったことから、広いオープンスペースで給食材料等の搬入出にも配慮された建物として、倉庫としては非常に使いやすい形状でありましたので、立地条件も、もとは給食センターであったことから町の中心部に位置しておるということで、これだけ大容量で搬出入がしやすくアクセスがよいということで、この倉庫はほかにはなく、イベント等の資機材の倉庫として大変便利で重宝しているため、30年間使い続けてまいったのが現状でございます。ある意味では、給食センターの用途廃止後、建物も含めてその環境に合った最適な利用方法であったとは考えておりますが、ただ公共施設アクションプランの中では、建物の耐用年数が経過しておることから、用途廃止として整理をさせていただきました。

議員御提案のとおり、立地条件が非常によいことから、非常に利用価値が高い土地であると考えております。今後の公共施設の個別施設計画や庁舎跡地等活用基本計画などを検討する中におきまして、より最適な利用方法を検討していきたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋、再質問をさせていただきたいと思います。

一問一答方式ということで、ちょっと時間を焦りながらでございますが、なれなくてちょっと前後するかもわかりません。申しわけありません。

まずもって、町民の皆様からの御提案ということをいろいろる並べていただきまして、すばらしい御提案を頂戴しています。ぜひぜひ御活用させていただきたい、議会としても皆様のお声をしっかり反映していけたらと思っておりますが、ホームページもしっかりチェックしていきたいと思います。

御答弁に、まだ時間がかかると、町長さんも副町長さんの御答弁でもまだこれといって決めるのは、庁舎跡地、現在検討を進めていると。しかしながら、もう決まっていけないんですよ、実は。町長さんは、じゃあどうだったらいいなとお考えで、町長さん自身どう思ってみえるかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 町長自身がどう思っておるかというお尋ねでございますけれども、これは私見で言ったり、私の身分で解釈されるかによって、大幅にこれまで培ってまいりました検討委員会等々の皆様に大変御迷惑がかかることもあろうかと思っております。これまで先ほど申しましたとおり、るる意見を集約するのが私どもに課せられた責任でございますので、そういった

回答にさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

ちょっと御指摘申し上げたい点もありますが、別に移らせていただきたいと思います。

北村総務課長さんの御答弁、本当にありがとうございました。とてもわかりやすくてありがたかったです。今後、そのようにお示しがあるということで、ちょっと期待したいなと思っています。

再確認になりますが、先ほどの御答弁の中で、自治会の議論があったという、庁舎の検討の関係でありましたけれども、再確認になりますけれども、決定プランですね、アクションプラン。これは連自治会とか自治会長会議での説明と、これは決定だよというふうで説明をなされてきたのかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 検討の委員さんの中に連合の方が入っていらっしゃって、それを自分の意見じゃなしに、どうも持ち帰られて議論されたもので出されたということであるそうでございます。

その相手先の会議のところまで同席しているわけではございませんので、どうも皆さんでいろいろ議論したものをパブコメで意見を出された。普通なら個人で自分の考えをパブリックコメントとして意見を出されるんですけども、その方は、個人のことを出すんじゃなしに、自分たちの地域に持ち帰って議論をされたものの、いろいろディスカッションした中で、地区としての意見でこういうものだよというのをパブリックコメントされたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

私がお聞きしたかったのは、行政から連自治会とかに、例えば自治会長会議とかに出向かれて、こういった決定事項が垂井町はありますよというのを大々的にお話をされたことがあるかということをお聞きしたかったんです。

先ほど自治会の議論があったというお話があったもので、自治会というお話が出てきましたので、その確認をさせていただきたかったんです。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 実は、御存じのとおり、その当時私おりませんでした。前年の課長に今お聞きしますと、連合のほうにそういった会合で流したという経緯はないそうでございます。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

私も留守にしておりましたので、今久しぶりにやっているということでございますけれども、そこは共有をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、町民の皆様に私たちの税金がどう使われておるか、私たちの町がどうなっていくかということをお安心していただくということが大事なんですよね。どう税金が使われているかな、こう役立ててもらっているんだとかというのは、町の気になるということ、今、1番、4番、私、たくさん公共施設に関して出ましたね。本当に関心の高い事項なんです。なので、気になるというのを、優先順位をつけながらも構いません。しっかりとその取り組みを丁寧に発信される、町長さん常々おっしゃって見えますね、自治会レベルでお話をしてくんだ、自治会の声を吸い上げていくんだというお声を重々承知しました。

先ほども、自分の考えを優先するよりも町民皆様のお考えだということは、重々私も今承知をさせていただきましたので、大変ありがたいと。それが議会にも、議会の声も反映させてもらうんだということが、両方でいければいいなと思っておりますので、しっかりと今後示していただけないでしょうかということをお、いま一度確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 今のは質問ですね。

答弁よろしいですか。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 先ほど、ほかの議員さんの御質問のときに、財政状況の関係で、地域に出張するという御回答を申し上げました。そういった機会を利用しながら、公共施設の時間をとれるかどうか、今お答えするには確定はできませんけれども、そういった機会を利用して、広報広聴につなげるということを少しでもやりたいなあというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

これで最後にさせていただきますが、とにかく私の自治会の近くにある公共施設がこうなるんだよというのが、やっぱり皆さん聞かれると思うんですよね。だから、実際、具体的なことをその施設にでも明確に示していけるようなお取り組みをお願いしながら、私、木村千秋の質問をこれで終わらせていただきたいと思いますので、またどうぞ御協力のほどをよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕



○町長（早野博文君） ぜひとも今後とも議員各位の御理解、御尽力、また時には応援もしていただく機会もあろうかと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） それでは、10番議員の質問を終わります。

よろしいですか、終わりますが。

○10番（木村千秋君） 終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 6番 江上聖司でございます。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず第1点目は、離山工業団地、企業誘致の進捗状況についてお尋ねをいたします。

平成21年の府中離山工業団地に関する構想開始から10年が経過しました。当初と比べると、社会情勢や経済活動も大きく変化しました。この状況の中、企業誘致は難しいと感じる一面もございます。

しかしながら、この社会情勢の変化は悪いことばかりではありません。見方を変えると企業誘致に追い風が吹いていると言ってもよい状況であります。平成30年度の税制改正において、小規模オフィスの移転及び拡充等を支援対象に、要件緩和や移転型事業の対象地域の追加等が実施されました。このように民間企業の本社機能移転を促進する政策メニューの充実や強化が図られております。また、全体的な流れとしては、地方公共団体による地方拠点化税制や地域再生法の改正内容を踏まえた制度の促進に向けて、企業への周知活動なども活発になってきております。さらに総務省では、関係府省と連携してテレワークの推進などによる働き方改革を推進しています。サテライトオフィスもその一つです。

一方、民間企業においては、東日本大震災を契機に機能配置の最適化や事業継続計画、これは自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇したときに、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続、または早期復旧を可能とするための行動や方法をあらかじめ決めておく計画のことであります。このBCPの観点から、本社機能の一部を移転する企業が増加するなど、民間企業の移転意欲も高まってきております。大手グローバル展開している化学メーカーでは、社外研究機関との連携や研究開発強化のため、研究開発施設を地方に新設、拡充しています。このように地方拠点を強化することで、緊急事態のリスクを分散化する企業がふえてきています。

企業誘致の検討に当たっては、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、ロボティクスなどの第4次産業革命に関連する企業などにも視野を広げてもよいと思います。まずは、待ち受けではなく、訪問する企業をピックアップし、見通しを立てる。そして訪問の結果を分析し、企業が何を求めているのかを知り、改善することが必要であります。そして、そのデータを蓄積していくことにより道が開かれると考えます。そして、何よりも求められるのは、トップの熱意であると思いますが、どうでしょうか。

そこで町長に、企業誘致に向けた進捗状況と今後の取り組みについてお尋ねします。

また、企業誘致において最も大切なことは、企業が誘致されることにより、住民の皆様が幸せだと感じていただけることでもあります。わかりやすく説明しますと、企業が誘致されることにより、住民の皆様の生活に支障が出るようでは困るということでもあります。

そこで、企業誘致に当たっては、公害やにおいなど住民生活に支障が出ないことを一番に考えていただきたいと思います。この点についても町長にお尋ねをいたします。

次に、2点目ですが、垂井町役場における働き方改革についてお尋ねいたします。先ほどの同僚議員とかぶるところがあるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

2019年4月1日より、働き方改革関連法案の一部が施行され、働き方改革は重要な経営課題の一つとして認識されています。日本一スマートに働くお役所と言われる総務省行政管理局の事例では、全員がテレワーク可能な上に、ペーパーレスで机の引き出しはありません。かつての行政改革のように、公務員の人数を毎年何%減らすという概念ではないようです。生産性をいかに高めるかということに着目しています。その結果、2倍の仕事の量にもかかわらず、時間短縮に成功しています。少子・高齢化の影響を鑑みて、働き方改革は行政機関もその例外ではないと言えます。

厚生労働省のホームページには、働き方改革の取り組み事例一覧が掲載されています。そこに各会社の取り組みの目的が掲載されております。さまざまな業種があり、社風や状況に違いはありますが、働く人の労働環境の改善や、やりがい、モチベーションの向上など、組織の成長だけではなく、従業員が生き生きと働くことができる環境づくりを目的にしている会社が数多くあります。

少子・高齢化が進む中、優秀な人材を確保することは非常に難しいと言えます。本町においても、職員の皆さんが働き続けたいと思える、そして若者が就職先として選びたいと思える役場であることが大切です。

そこで、早野町長にお尋ねします。

本町における働き方改革はどのように進めるのか。また、取り組みの目的をお尋ねいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 江上議員の一般質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まずは1点目の離山工業団地、企業誘致の状況についてでございますが、これまでの誘致活動といたしましては、上場企業の製造業を中心に企業立地ガイド垂井を発送いたし、そしてまた新聞への広告掲載や町のホームページによりますPR、町内外企業へのほか、金融機関の支店、あるいは本部、さらには東京支店への訪問により、取引先企業への紹介とあわせて進出計画を持つ企業の情報提供を依頼してまいりました。

また、企業が新規工場への電力確保について情報を得る手段として利用される電力会社のホ

ホームページに記事を掲載するなど広く情報の発信を行っております。

このほか、岐阜県企業誘致課と連携をいたしまして、県のホームページや県内の立地可能な工場用地を紹介いたします企業立地ガイド2019にも掲載をいたし、企業からの問い合わせを受ける事例もごございます。

次に、セールス活動といたしましては、東京や名古屋で開催された企業展でのPRや用地情報を求めて来場する企業と対面して情報を発信できる企業立地フェアに岐阜県とともに出展をいたし、誘致活動を実施いたしました。その結果、関西圏の京都市に本社を置く東京証券取引所の一部上場の企業から、結果的には後から結果に結びつきませんでしたけれども、移転先の一候補としての面談の依頼もございまして、本社を訪問し、詳細な説明を行いましたけれども、唯一垂井町が最終選考まで残ったんですけれども、残念ながら誘致には至らなかったという事例もごございます。この企業につきましては、地震の発生確率が低い安価なよその県の候補地を選定したとの内容を、後から岐阜県を通じてお聞きしたところでごございますけれども、アクセスのよさ、そしてまた水害の心配がない垂井町の用地は魅力ではあるとの情報も得ておるところでございます。今後とも企業と直接面談できる機会をふやし、積極的に誘致活動を行っていききたいと、そのように考えております。

現時点では、残念ながら誘致企業は決定いたしておりませんが、複数の企業からのお問い合わせをいただいております。その中には、造成工事が完成した状態を見て検討したいと言われる企業もあることから、本年12月末の完成を目指し進めております造成工事完成後に、企業からの引き合いも期待できるものと考えております。

また、企業誘致につきましては、当初より製造業を軸に進めておりますけれども、今後の状況によりましては、工場などの製造業とともに雇用が見込めるのであれば、本社機能を有する事務所や、これまで問い合わせの特に多い物流センターなども視野に入れ、選択肢を広げた中で誘致活動に当たってまいりたいと、そのように考えております。

次に、企業を誘致するに当たりまして、公害やにおいなど町民の皆様に迷惑をかけるような企業であってはならないとの御指摘につきましては、慎重に判断すべき重要な事項であることと認識しております。

第6次総合計画のテーマ別戦略、4の1. 工業の戦略にも掲げられておりますとおり、雇用機会の拡大が図れるよう、成長性の高い企業の誘致の実現に向けて、今後とも全力で企業誘致を進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、2番目の働き方改革についてでございます。その改革をどのように進めるのか、そしてまた取り組みの目的についてお答えをさせていただきます。

取り組みにつきましては、先ほど藤壇議員にもお答えしたとおりでございますけれども、ノ一残業デーの実施、退庁指導のほか、保育園等ではパソコンの増設、事務補助員の投入、作成書類の見直し等を実施しております。また、議員の皆様のお協力によりまして一般質問通告締め切りを早めていただいたことも、働き方改革の一つにつながるものと思っております。

大きなものではないかもしれませんが、意識の改革や事務改善も含めた改革を少しずつでも進め、職員の負担が減るような改革が進んでいくようにしてまいりたいと考えております。

また、目的といたしましては、議員がおっしゃるように人材不足に対応するために、そして働きやすい職場のための改革、そして最終的には、それらによって質の高いサービスを生み出すための改革となるよう努めてまいりますので、まずは人材確保や職員が働きやすい職場とするための改革を目的として取り組んでいく必要があると、そのように考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 再質問をさせていただきます。

お尋ねしたいことがたくさんあるんですけども、なるべく要約してお尋ねしますが、先般、府中地区まちづくり協議会が行いましたまちづくり研修会において、町長、副町長以下所管の課長さん、また係の方、多数出席をしていただきまして、説明会をしていただきました。

そのときに、ある住民の方から、企業を選ぶときに地元で説明があるのかと、説明会を何回やってくれるのかというようなお尋ねがあったと思うんですけども、その点についてもう一度お尋ねをしたいと思います。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 今後説明会を行う予定はあるかという、確かに御質問はございました。

そのときの回答につきましては、工事は順調に進んでおり、今後は進出企業が決まったときに説明会を開催する予定をしているという御回答をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 済みません、そのときのお答えが、ちょっと今のお答えと若干違っていたかなと。こういう会社が具体的に来ますよということは、いろいろな問題があるので、どちらかというとそれはちょっと避けたいというような御回答を、副町長でしたかね、されていたと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○副町長（片岡兼男君） ただいまの質問でございますが、当日、私も当然おりました。その時点での話といたしましては、決定する前の説明はないと、決定してから説明をさせていただくという回答をしたはずでございます。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） やはり地元の住民の立場といたしましては、先ほど申し上げましたいわゆる迷惑企業、においだとか音だとかそういったところというのは、本当に来てもらったら困るわけでありまして。ですので、決まった時点で1回だけではなく、数回に分けてお願いをしたいなというふうに思っております。

それから、先ほどの早野町長の御答弁の中に、ちょっと決まりかけていたけれども、安価な土地のために向こうに行ってしまったというお話があったと思います。これはうちの離山の団地につきましては、分譲価格が坪で七、八万円というふうに聞いております。似たような開発をしておられます近隣の大野町、ここは大体6万円でやっているということなんですけど、非常に不利な点ではないかなと思うんですけど、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤省治君） 産業課長 立川昭雄君。

〔産業課長 立川昭雄君登壇〕

○産業課長（立川昭雄君） 今、具体的に大野町さんとの比較をされた件でございますが、近隣の工業団地としての、先ほど町長のほうも答弁もございましたけれども、企業立地ガイド岐阜、これは県が作成しておるものです。2019、今年度のもんですが、一般に東京とか出向いたときに用地を探してみえる企業さんとかにこれを配付いたしましてPRをする、売り込みに行くものでございます。今年度、県内の一覧がここに載っております、それでいきますと、今ほど垂井町は七、八万円ということで、垂井町の企業立地ガイドのほうにもそうやってうたっております。これは当初、総事業費を概算ではじいた中で工業団地として売却したときに、大体7万円から8万円という目安を持って立てたものでございますが、それでいきますと、まず全体的には、中間をとって7万5,000円と坪単価をした場合、今の売り面積で割りますと大体2万二千数百円といったような金額になるかと思っております。平米当たりですね。

こちらの企業立地ガイド岐阜に載っております近隣の同じような条件の工場用地、そちらにつきましては、大体4団地ほど近隣であります。大野町さんも含めてですけれども、私どものほうと、あとほかの他市町ありまして、4団地で4区画の平均が大体2万2,600円ほど、垂井町の今の離山については、平均の平米単価という形の位置づけでございます。

ただ、総事業費自体は、今まだ確定しておりませんが、若干安くなる方向に今進んでいるかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 形が非常に、小高い丘みたいな形になっております。やっぱり平地と比べると相当条件が悪くなるのかなと。ですので、よほど売り込みのときに、どこにセールスポイントを置いてやっていくかということが重要になってくると思いますので、その辺をよろしく願いいたします。

それから、先ほど工場ばかりじゃないよと、物流センターも考えておりますよということな

んですけど、先ほどの話、どうしてもちょっと小高い丘を登っていくような形になっていきますので、お天気のいいときばかりじゃありません。当然雪も降ります。そういったときに大型の、例えばトレーラーとか、上りおりが非常にやりにくいんじゃないかということは単純に考えてしまうんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（後藤省治君） 産業課長 立川昭雄君。

〔産業課長 立川昭雄君登壇〕

○産業課長（立川昭雄君） 今、取りつけておるといっわけではありませんが、企業誘致の造成工事に伴いまして、離山の南側、県道赤坂垂井線、そちらから離山の造成をしておりますところを西から北へ迂回するような、連絡するような形で、離山のちょうど東側に南北に走っております町道と連絡するような形で道路をつけております。その途中、ちょうど真ん中あたりが工業団地の入り口になりまして、そこまでちょうどずうっと上がるような状態になっております。そこからまた下っていくというような状態になっておりまして、議員がおっしゃいます、見た目相当大分きついような坂でずうっと上がっていくような状態になります。

縦断的な勾配にしましては、道路構造令という道路の規格を定めたものがございます。その中では、道路の規格にもよりますが、今つくっております道路につきましては、7%以下の縦断的な勾配に抑えなさいというふうに決まっております。やむを得なく特段の理由がある場合は10%以下とするというふうな道路構造令で定められておる分があります。今のつくっております道路につきましては、縦断勾配が6%で、北側につきましては6.4%ほどあるかと思えます。これは100メートル進みますと6メートルぐらい上がるような勾配でございます。あくまでも道路構造令等に準拠した構造になっております。

あと、積雪等当然心配される部分もあるかと思いますが、こちらにつきましては町道でございますので、一般の町道の管理と同じような形で、除雪等の対応はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 離山はもともと、御存じのように大変自然豊かな山林でありました。数多くの動物たちの住みかにもなっていたところでしょうし、その自然を壊してつくるわけでありますので、垂井町のためになる、雇用が見込めるような企業に来てもらえるようにしていただきたいというのが地元の切なる希望でありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは次に、2点目の再質問に移りますけれども、今回、追加の提出予定案件がございました。その中に、垂井町職員の給与に関する一部改正というのがあったんですけども、これはいわゆる正職員に駐車場代として月額1,000円を徴収するということに関連するということでございますけれども、この件につきまして、事前に職員の方と趣旨は共有できているのかということをお尋ねいたします。

○議長（後藤省治君） 江上議員、今のは働き方改革に関してですか。

○6番（江上聖司君） はい、そうです。2問目の質問です。

要するに駐車場代を取るという。

○議長（後藤省治君） 今のはまだ提案予定のやつなので。

○6番（江上聖司君） わかりました。

まだ決定していないんですけれども、そういったことをというふうに考えておられることについてのお考えをお尋ねしたかったわけでありまして。

○議長（後藤省治君） まだ議決される前ですので。

○6番（江上聖司君） わかりました。それでは質問を変えます。

○議長（後藤省治君） 質問を変えてください。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） そうしましたら、先ほど町長、いわゆる8のつく日はノー残業デーというような、いわゆる退庁指導をしておりますよというふうに言ってみえたんですけれども、これはなかなか仕事がいっぱいありますと、じゃあもう帰ってください、じゃあ帰りましょうというのは非常に難しいと思います。その辺、もう少し柔軟に取り組んでいただけたらと思うわけでありましてけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） ただいまの御質問でございますが、当然ながら残業につきましては、課長に承認をとって、課長の承認のもと残業をするというふうにしてしておりますので、管理職の意識も重要になっておると、そういうふうにしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 言うまでもなくですけれども、垂井町にとりましても職員の皆様は本当に大切な「人財」であります。「じんざい」の「ざい」は、昔からよく言っています、材料の「材」じゃなくて財産の「財」ですね。今後、より若い人たちがぜひ垂井町で働いてみたいと思われるような垂井町にさせていただきますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（後藤省治君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後2時24分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 栗 田 利 朗

会議録署名議員 太 田 佳 祐